

北秋田市

第3次障がい者計画

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

〔2018（平成30）年度～2020（平成32）年度〕

平成30年3月

北 秋 田 市

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって -----	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 障がい者制度改革の動向	2
3. 計画の位置付け	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
第2章 障がいのある人を取りまく現状 -----	7
1. 北秋田市の状況	7
2. 障がい福祉サービス等の状況	10
3. アンケート結果から見る現状	14
第3章 計画の基本方針 -----	30
1. 計画の基本理念	30
2. 基本的な視点	30
3. 基本目標	31
4. 施策の体系	32

第2部 第3次障がい者計画

第1章 第3次障がい者計画の施策の展開 -----	35
1. 自立した暮らしのための支援	35
2. 育ちと健康の支援	39
3. 社会的自立の支援	42
4. むくもりの地域づくり	45

第3部 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

第1章 第5期障がい福祉計画 -----	51
1. 目標値の設定	51
2. 障がい福祉サービス等の実績と見込量	54
第2章 第1期障がい児福祉計画 -----	67
1. 目標値の設定	67
2. 障がい児支援サービスの実績と見込量	68

第4部 計画の推進体制と進行管理

第1章 計画の進行管理 -----	73
第2章 計画の推進体制の充実 -----	73

資料編

北秋田市障がい者（児）計画策定・評価委員会設置要綱 -----	77
北秋田市障がい者（児）計画策定・評価委員名簿 -----	78
策定経過 -----	79
用語集 -----	80

第 1 部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

わが国では少子・高齢化の進行に伴い、障がいのある人の高齢化や高齢になってから障がいになる人の増加、障がいのある人を支える家族の高齢化に加え、障がいの重度化も多く見受けられるようになっております。また、社会生活の複雑化により、心の健康やストレスの問題や自閉症スペクトラムなどの発達障がい等、新たな課題が表面化しており、障がいのある人の生活環境や求められるサービス・支援のあり方が課題となります。

国においては、2014(平成26)年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、2016(平成28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法、平成25年法律第65号)」が施行され、また、2016(平成28)年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号)」の一部施行、2016(平成28)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号)」の施行、2016(平成28)年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律(改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号)」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

さらに、2016(平成28)年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号)」が公布され、2018(平成30)年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

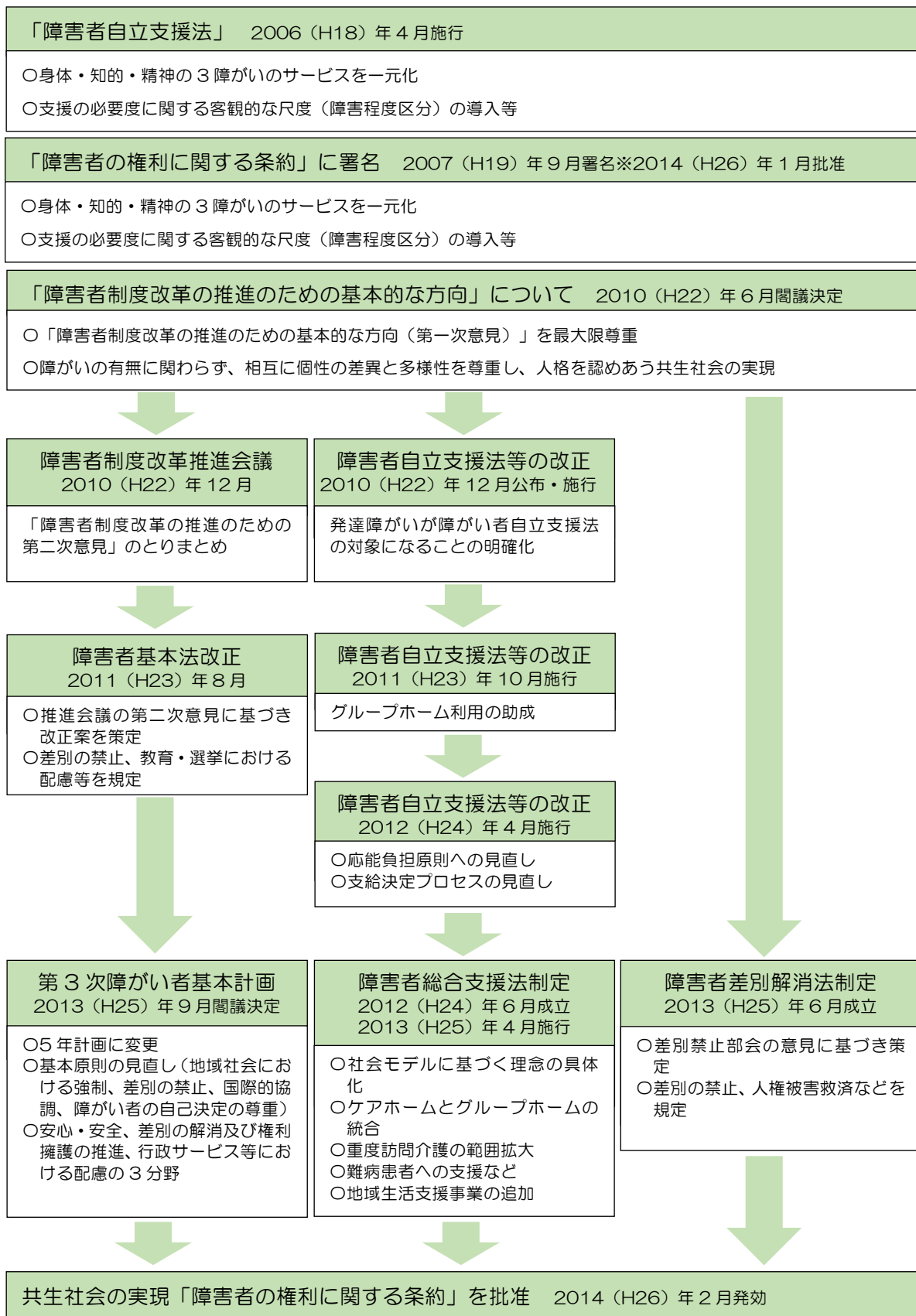
2017(平成29)年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号)においては、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の計画的な整備、発達障がい者支援の一層の充実が示されています。

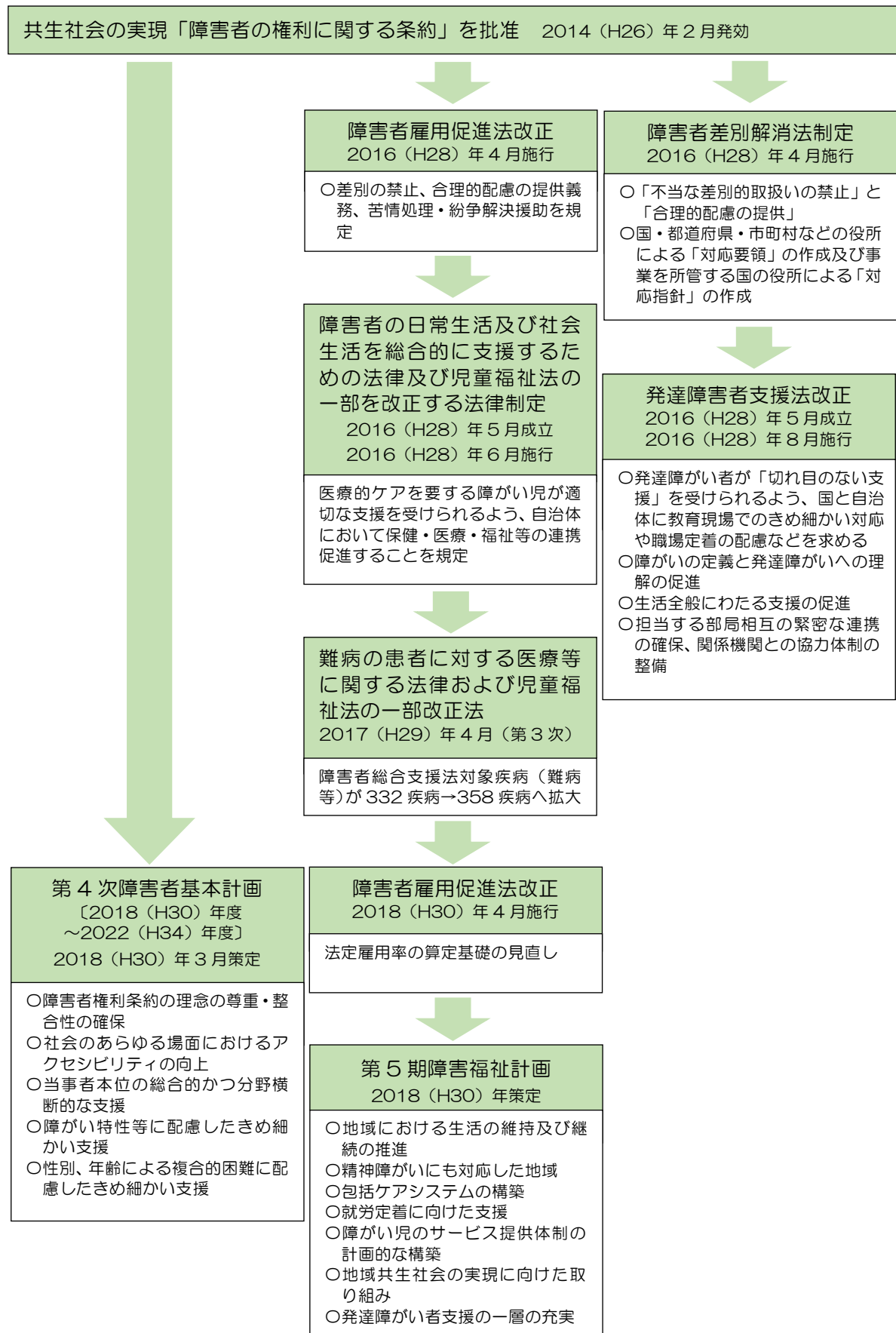
2017(平成29)年4月に示された「障害者基本計画(第4次)の策定に当たっての基本的考え方」においては、各分野に共通する横断的視点として、障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、性別・年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援、PDCAサイクル等を通じた実効性ある取り組みの推進が示されています。

これらの進捗状況を踏まえた上で、引き続き取り組むべき課題等を整理しつつ、制度の見直しの方向性も視野に入れながら、障がい者保健福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示すものとして、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、「第3次北秋田市障がい者計画」の見直し及び「第5期北秋田市障がい福祉計画」を策定します。

また、今般の児童福祉法の改正に基づき、「第1期北秋田市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

2. 障がい者制度改革の動向





3. 計画の位置付け

『北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画』は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条に定める障害福祉計画で構成される法定計画です。

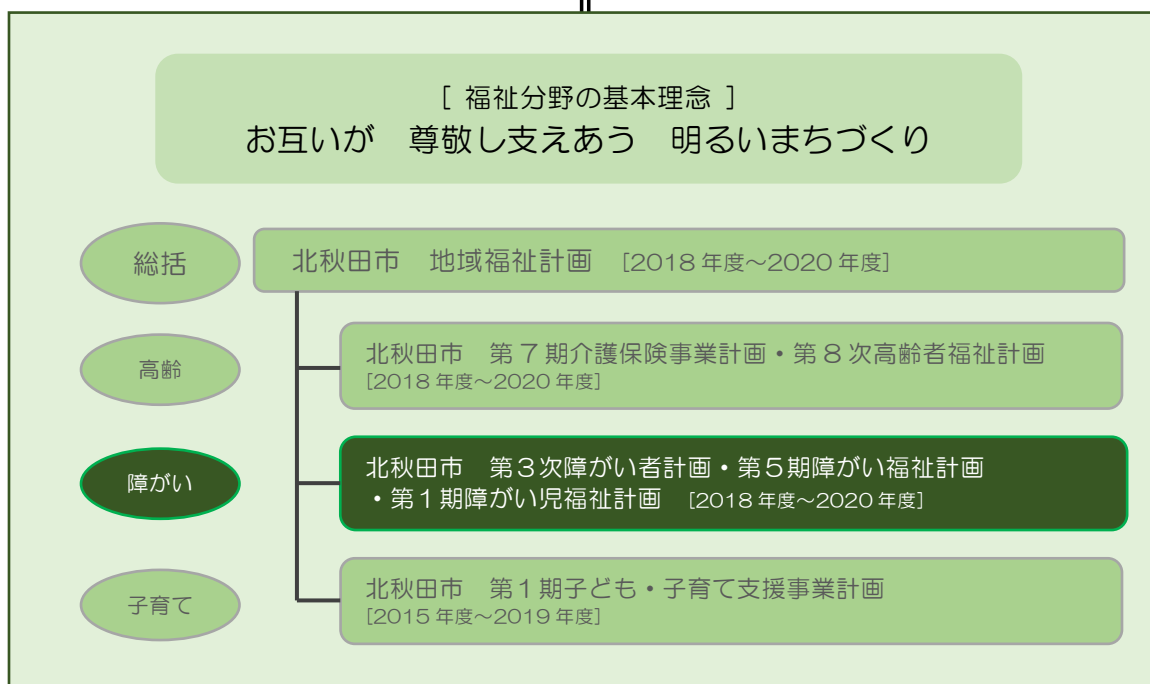
市のまちづくりの基本指針である「第 2 次北秋田市総合計画」や、保健福祉部門における連携計画となる「北秋田市地域福祉計画」において、「お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり」を基本理念に掲げており、本計画は、市計画の保健福祉部門において障がい者分野の個別計画に位置づけられます。

このため、「北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合を図るとともに、国の障害者基本計画及び県計画等との整合性を保ちながら策定します。

第 2 次北秋田市総合計画

[前期計画：2016（平成 28）年度～2020（平成 32）年度]

[後期計画：2021（平成 33）年度～2025（平成 37）年度]



4. 計画の期間

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度を第 5 期および第 1 期の計画期間とします。

障がい者計画は 2018（平成 30）年度から 2023（平成 35）年度までの 6 ヶ年を第 3 次計画期間とします。制度改正等に併せて必要な見直しを行います。

（年度）

2015 （平成 27）	2016 （平成 28）	2017 （平成 29）	2018 （平成 30）	2019 （平成 31）	2020 （平成 32）	2021 （平成 33）	2022 （平成 34）	2023 （平成 35）
第 2 次障がい者計画			第 3 次障がい者計画					
第 4 期障がい福祉計画			第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
			第 1 期障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画		

5. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、障がいのある人の状況・ニーズを把握するため、アンケート調査を行いました。また、北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会を組織し、市民協働による計画の策定に努めました。

（１）北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野からの意見を反映させるために、障がい者団体の代表者や学識関係者、福祉関係者で構成する策定委員会において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し計画に反映しました。

（２）障がい福祉に関するアンケート調査の実施

① 調査の目的

「第 3 次障がい者計画」「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内の障がいのある人の生活の様子や障がい福祉サービス利用の実態、将来の希望等を把握するとともに、本市の現状や課題等を抽出・分析して計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

② 調査期間

2017（平成 29）年 10 月 2 日から 2017（平成 29）年 10 月 13 日

③ 調査対象者

北秋田市に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳の所持者および本市障がい福祉サービスの利用者。

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

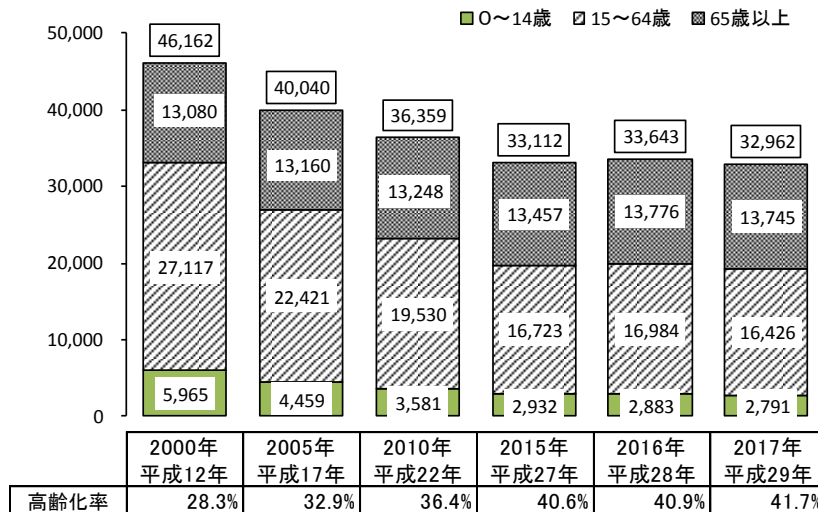
	配布数	回収数	回収率
障がいのある人 (18 歳以上)	650	330	50.8%
障がいのある児童・生徒 (18 歳未満)	69	41	59.4%
合計	719	371	51.6%

第2章 障がいのある人を取りまく現状

1. 北秋田市の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は年々減少しており、2017（平成29）年9月時点の総人口は32,962人となっています。また、少子高齢化が進行しており、高齢化率は41.7%となっています。

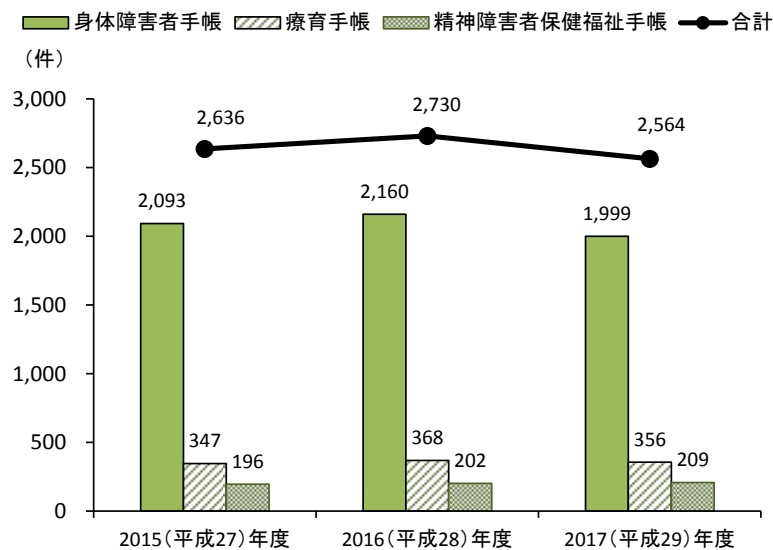


資料：平成12年～27年「国勢調査」
平成28年以降「住民基本台帳」（9月末日現在）

(2) 障害者手帳交付状況

① 障害者手帳の交付数の推移

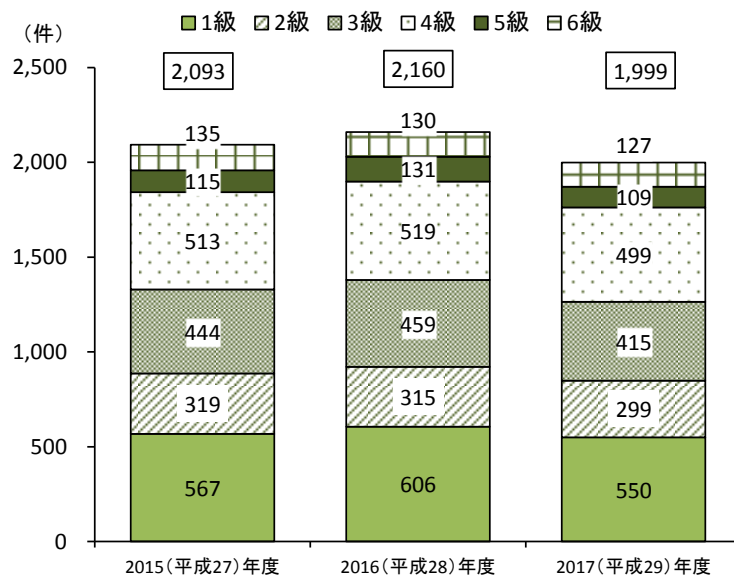
障害者手帳交付数は、3種合計で2015（平成27）年度は2,636件、2016（平成28）年度は2,730件、2017（平成29）年度は2,564件となっており、身体障害者手帳交付数が2017（平成29）年度で全体の78.0%を占めています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年3月末日現在）

② 身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）の推移（程度別）

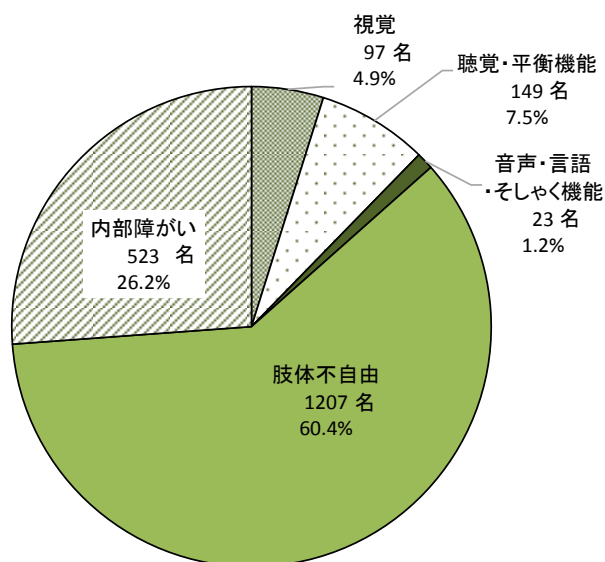
身体障害者手帳交付数は 2017（平成 29）年度が 1,999 件となっており、減少傾向となっています。等級別では 1 級が最も多く、3・4 級の中度の件数も多くなっています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年 3 月末日現在）

③ 身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）の推移（種別）

身体障害者手帳交付を種類別でみると、肢体不自由が 60.4%、次いで内部障がい（26.2%）となっています。

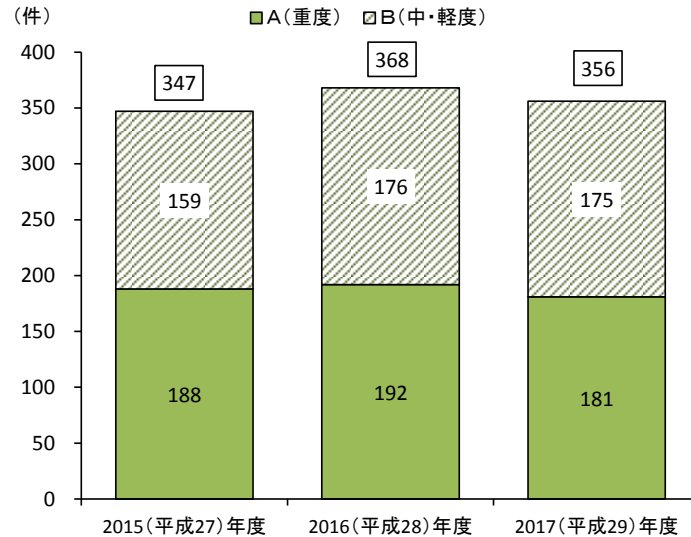


参照：「北秋田市福祉の概要」（2017（平成 29）年 3 月末日現在）

内部障がい：心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、HIV 感染症、肝臓

④ 知的障がい者数（療育手帳交付数）の推移

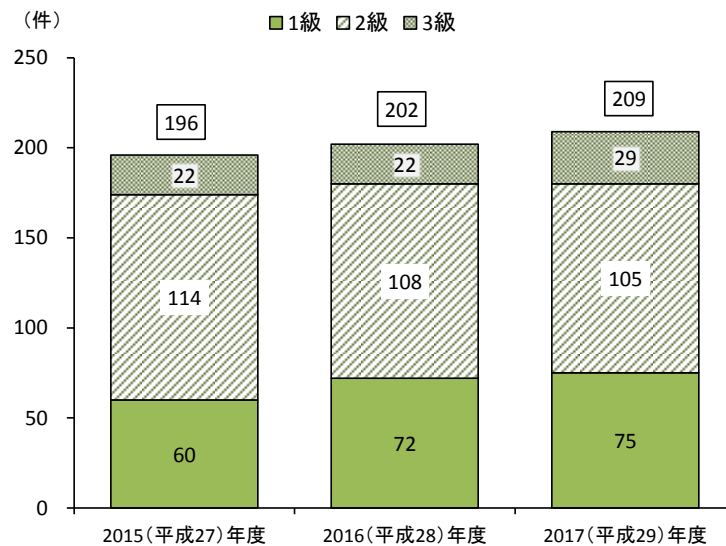
療育手帳交付数は 2017（平成 29）年度は、重度が 50.8%、中・軽度が 49.2%となっており、ほぼ半数ずつの割合となっています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年 3 月末日現在）

⑤ 精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付数）の推移

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、等級別では 2 級が最も多く、2017（平成 29）年度は全体の 50.2%を占めています。



参照：「北秋田市福祉の概要」（各年 3 月末日現在）

（４）特定疾患医療受給者証交付数

	2012 年度 (平成 24)	2013 年度 (平成 25)	2014 年度 (平成 26)	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)
特定疾患医療受給者 証交付件数	277 件	282 件	302 件	288 件	318 件
小児慢性特定疾患医 療受給者証交付件数	35 件	35 件	29 件	29 件	27 件

2. 障がい福祉サービス等の状況

(1) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用者は、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度にかけて若干の減少傾向にあります。

サービス別にみると、計画相談支援の利用者は増えているものの、在宅生活支援・訓練、就労に関する支援など、具体的なサービスの利用は減少しています。これは、障がいのある人が高齢化していることにより、介護保険サービスの利用に移行していることが考えられます。

【障がい福祉サービスの利用状況】

	2015年度 (平成27) 実績値	2016年度 (平成28) 実績値	2017年度 (平成29) 見込値
在宅生活を支援するサービス			
居宅介護	42人/387時間	41人/368時間	33人/393時間
重度訪問介護			
重度障がい者等包括支援			
行動援護			
同行援護			
短期入所	14人/82人日	3人/21人日	5人/31人日
日中の生活を支援するサービス			
療養介護	4人	5人	6人
生活介護	160人/3,680人日	150人/3,101人日	148人/3,062人日
住まいの場としてのサービス			
共同生活援助	48人	48人	43人
施設入所支援	148人	146人	136人
訓練のためのサービス			
自立訓練（機能訓練）	2人/46人日	2人/35人日	1人/19人日
自立訓練（生活訓練）	18人/414人日	50人/1,080人日	47人/1,026人日
就労移行支援	1人/23人日	1人/23人日	0人/0人日
就労継続支援（A型）	1人/23人日	1人/21人日	2人/47人日
就労継続支援（B型）	77人/895人日	80人/1,352人日	72人/1,202人日
相談支援に関するサービス			
地域移行支援（※）	-	-	-
地域定着支援	61人	31人	30人
計画相談支援	264人	278人	300人
障がい児に関するサービス			
障がい児相談支援	40人/138人日	50人/209人日	46人/259人日
児童発達支援	30人/249人日	35人/247人日	32人/230人日
放課後等デイサービス	11人/106人日	16人/160人日	21人/240人日

（※）地域移行支援：障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域での生活を希望する方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

(2) 地域生活支援事業の利用状況

地域支援事業の利用者については、地域活動支援センター事業が平成 28 年度から 100 名を超える利用がされている。移動支援事業については、特に車両移送型サービスで利用者が経年で増加しています。

日常生活用具給付事業では、排泄管理支援用具の給付が経年で増えておりニーズの更なる増加が予想されます。

【地域生活支援事業の利用状況】

	2015 年度 (平成 27) 実績値	2016 年度 (平成 28) 実績値	2017 年度 (平成 29) 見込値
意思疎通支援事業			
手話通訳者等派遣	3 人	6 人	3 人
要約筆記者等派遣	-	0 人	0 人
日常生活用具給付事業			
介護訓練支援用具	4 件	0 件	2 件
自立生活支援用具	4 件	7 件	5 件
在宅療養等支援用具	2 件	4 件	2 件
情報・意思疎通支援用具	2 件	7 件	2 件
排泄管理支援用具	963 件	1,025 件	1,050 件
住宅改修費	2 件	1 件	1 件
移動支援事業			
個別支援型	9 人／1,000 回	13 人／1,017 回	13 人／870 回
車両移送型	42 人／3,216 回	54 人／3,387 回	55 人／3,390 回
地域活動支援センター事業			
利用者数	3 人	115 人	115 人
その他の日常生活支援・社会参加支援事業			
成年後見制度利用支援事業	-	0 人	0 人
福祉ホーム事業	1 人	1 人	1 人
訪問入浴サービス事業	3 人	3 人	3 人
日中一時支援事業	31 人	32 人	30 人
生活サポート事業	6 人	1 人	1 人
社会参加促進事業	3 人	5 人	4 人

(3) 福祉手当等

各種福祉手当の支給については、3 か年で大きな変動は無く継続的に必要な方への支給を行っています。

【福祉手当等の支給状況】

	2015 年度 (平成 27) 実績値	2016 年度 (平成 28) 実績値	2017 年度 (平成 29) 見込値
各種手当			
特別障害者手当	14 人	14 人	16 人
障害児福祉手当	21 人	22 人	23 人
特別児童扶養手当	57 人	59 人	65 人
心身障害者扶養共済制度	7 人	6 人	5 人

(4) 医療費の助成

各医療費の助成については、障がい者数が減少していることも影響し、若干ではありますが件数が減少しています。

【自立支援医療等医療費の助成状況】

	2015 年度 (平成 27) 実績値	2016 年度 (平成 28) 実績値	2017 年度 (平成 29) 見込値
各種医療費助成			
育成医療	7 人	5 人	3 人
更生医療	56 人	74 人	64 人
精神障害者通院医療	499 人	522 人	508 人
福祉医療費	2,173 人	2,070 人	1,854 人
進行性筋委縮症者医療費等給付	2 人	2 人	2 人

(5) その他のサービス

その他の福祉サービスの実績は以下の表のとおりとなっています。

障害福祉タクシーについて利用回数は年々増加しており、利用者のニーズの高さが伺えます。

【その他の福祉サービスの実施状況】

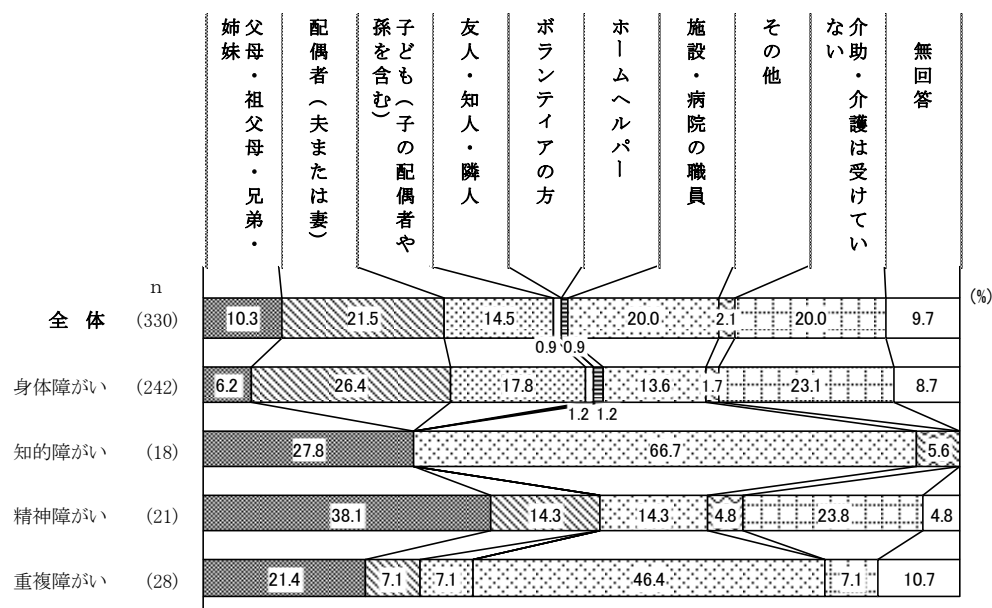
	2015 年度 (平成 27) 実績値	2016 年度 (平成 28) 実績値	2017 年度 (平成 29) 見込値
移動支援			
障害者福祉タクシー	253 回	958 回	1,057 回
外出支援事業	3,701 回	3,238 回	2,800 回
生活支援			
在宅酸素療法者電気料助成事業	30 人	27 人	29 人
県事業			
身体障害者相談員	69 件	83 件	70 件
知的障害者相談員	2,465 件	25 件	600 件

3. アンケート結果から見る現状

(1) 主な介助者の現状

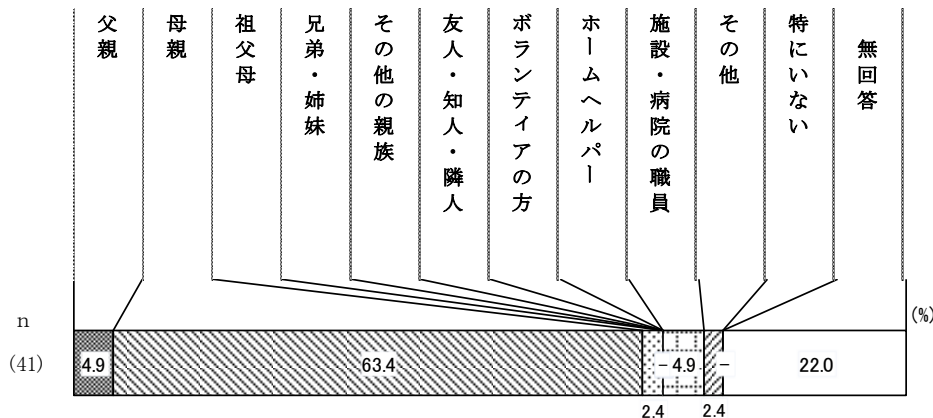
- 全体では「配偶者（21.5%）」「施設・病院の職員（20.0%）」「介助・介護は受けていない（20.0%）」の順に高く、配偶者を含む『家族』による介助を主に受けている人は46.3%と全体の半数となっています。
- 精神障がいのある人は『家族』による介助の傾向が強く、52.4%と全体平均を上回っており、特に「父母・祖父母・兄弟・姉妹」の近親者からの介助が38.1%と最も高くなっています。

図表 主に援助・介助・介護をしている人（障がい者）



- 障がいのある児童の子育てについては「母親」が63.4%と最も高く、「父親」による子育ては「施設・病院の職員」と同じ4.9%となっており、母親が児童・生徒の子育てを主として行っています。

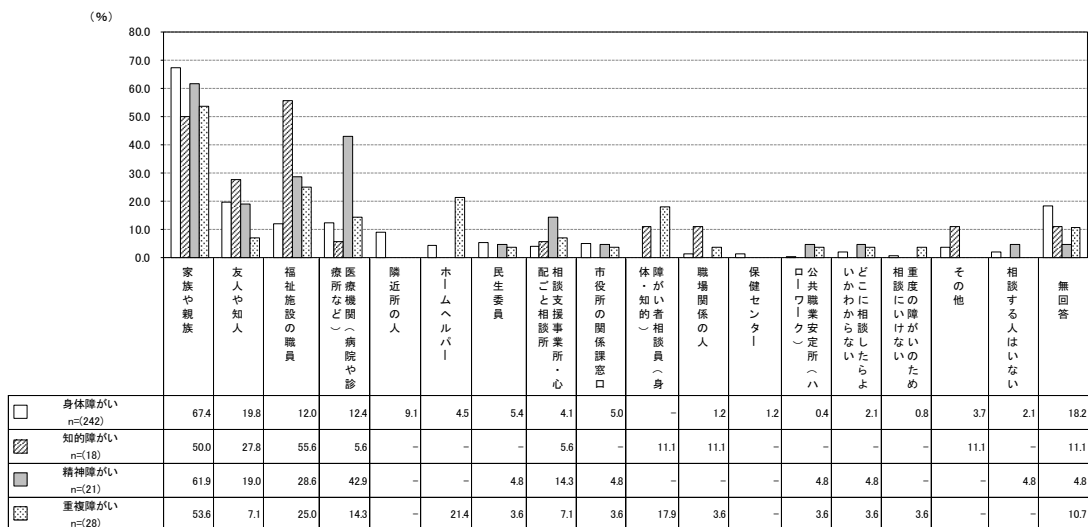
図表 主に子育てをしている人（障がい児）



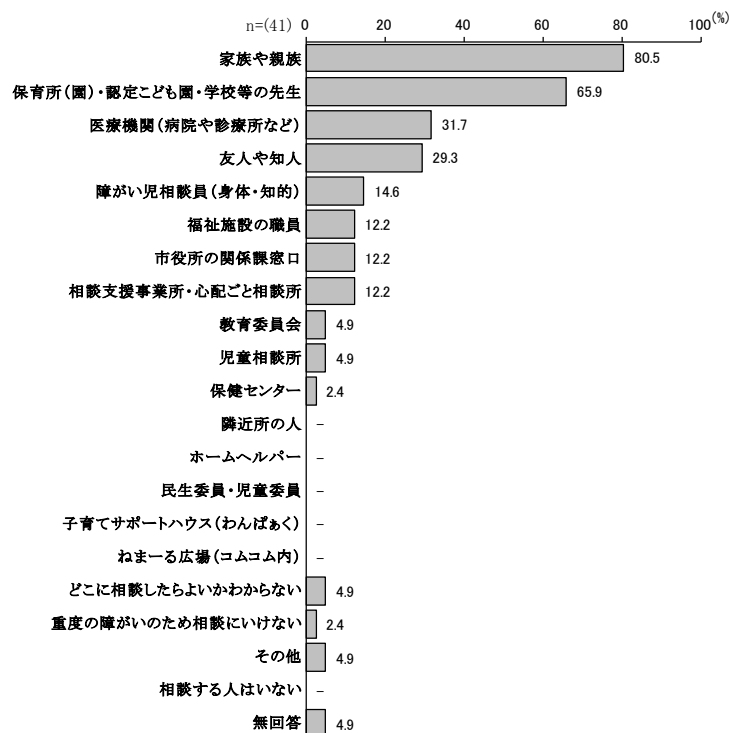
(2) 相談施設等の現状

- 普段の生活での悩みごとなどの相談先としては、障がい者・障がい児ともに「家族や親族」が最も高く、障がい者では 63.9%、障がい児では 80.5%と全体の半数を上回っています。
- 障がい者では「友人や知人(18.5%)」「福祉施設の職員(16.4%)」「医療機関(13.3%)」となっており、障がい児では「保育所や学校などの先生(65.9%)」「医療機関(31.7%)」「友人や知人(29.3%)」となっています。
- 「相談支援事業所」や「市役所の関係窓口」は全体の 1 割前後となっています。

図表 悩みごとや心配ごとの相談相手（障がい者）



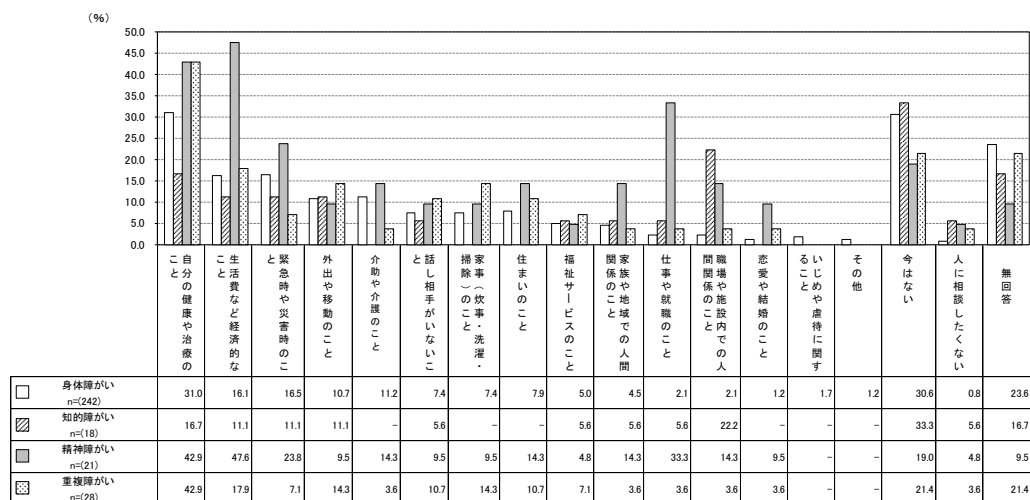
図表 悩みごとや心配ごとの相談相手（障がい児）



(3) 悩みや相談体制へのニーズ

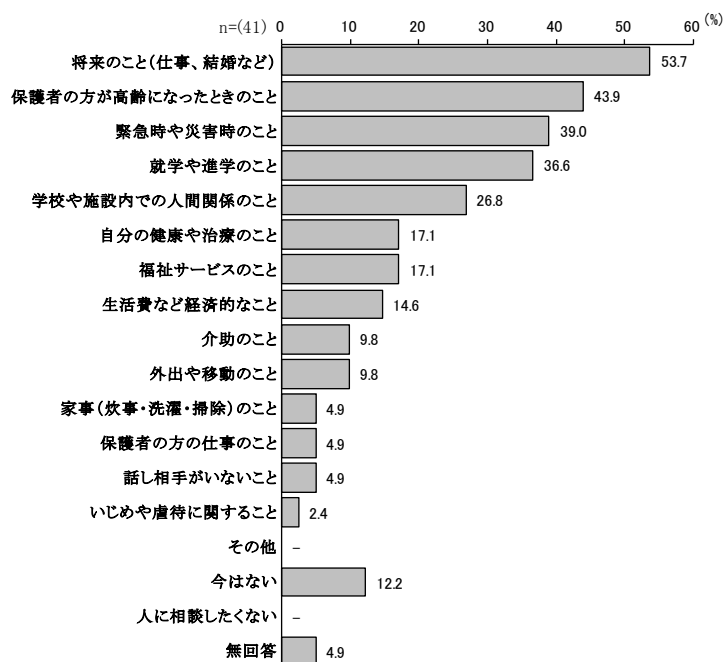
- 悩み事の内容について、障がい者では「自分の健康や治療のこと」が最も高く 32.4%、「生活費や経済的なこと（19.1%）」「緊急時や災害時のこと（15.5%）」となっています。
- 精神障がいのある人は「生活費や経済的なこと」に関する相談希望が高く 47.6%と最も高く、また「仕事や就職のこと」に関しても他の障がいが1割を下回る中で精神障がいのみ 33.3%と高い意向を示しています。

図表 相談したいこと（障がい者）



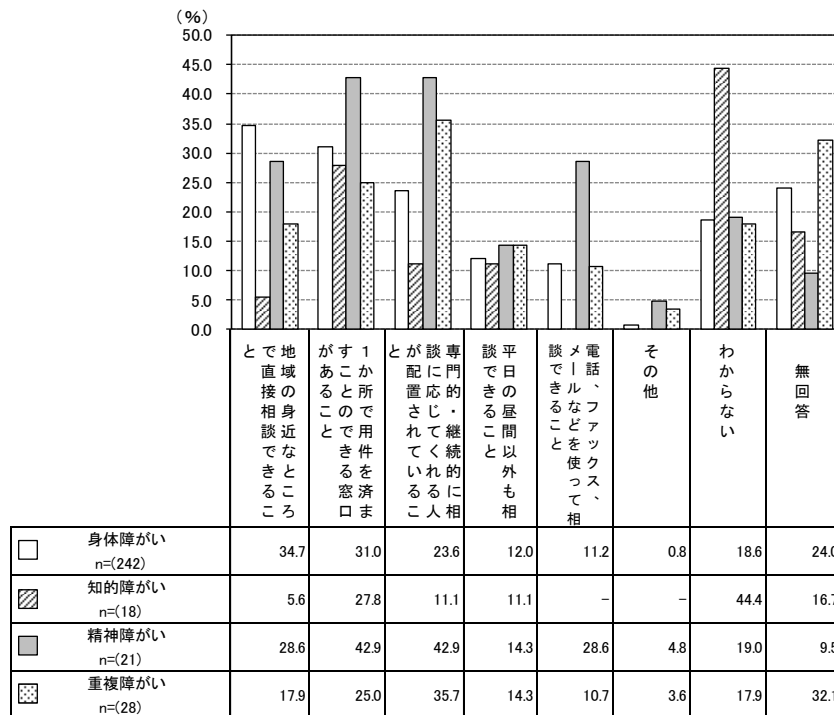
- 悩みごとの内容について、障がい児では「将来のこと（仕事・結婚など）」が最も高く 53.7%、「保護者が高齢になったときのこと（43.9%）」「緊急時や災害時のこと（39.0%）」となっています。

図表 相談したいことがら（障がい児）

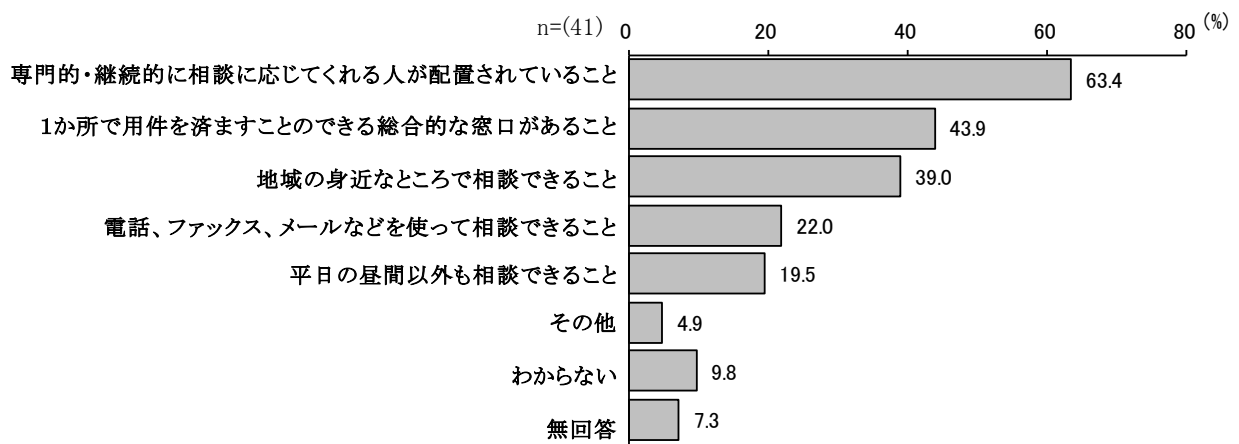


●相談先に望む体制としては、障がい者は「地域の身近なところで直接話ができること（30.6%）」「1か所で用件を済ませられること（30.0%）」「専門的・継続的な人員が配置されていること（25.2%）」となっており、障がい児では「専門的・継続的な人員」へのニーズが最も高く 63.4%となっています。

図表 福祉サービスの相談体制に必要なこと（障がい者）



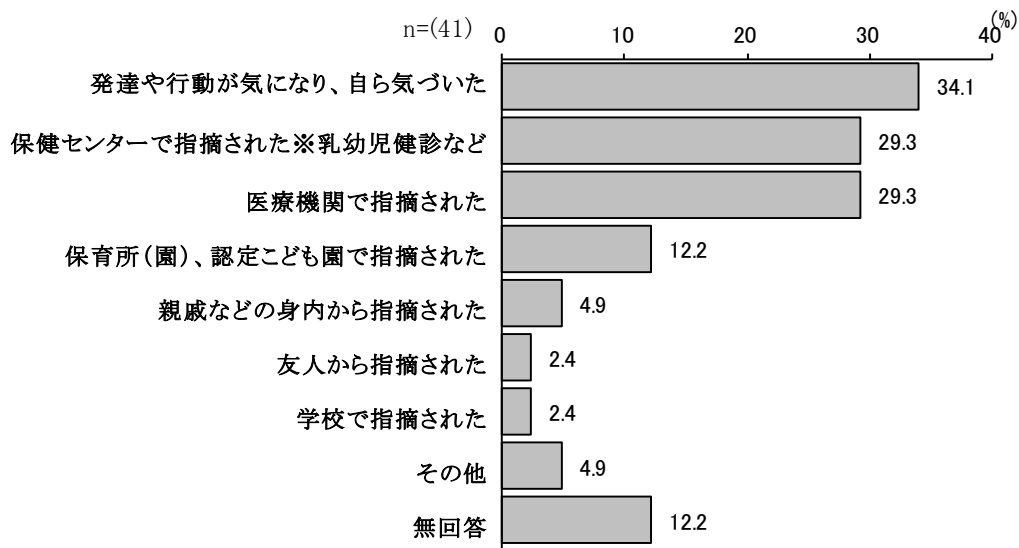
図表 福祉サービスの相談体制に必要なこと（障がい児）



(4) 子育て中の障がいに関する相談体制

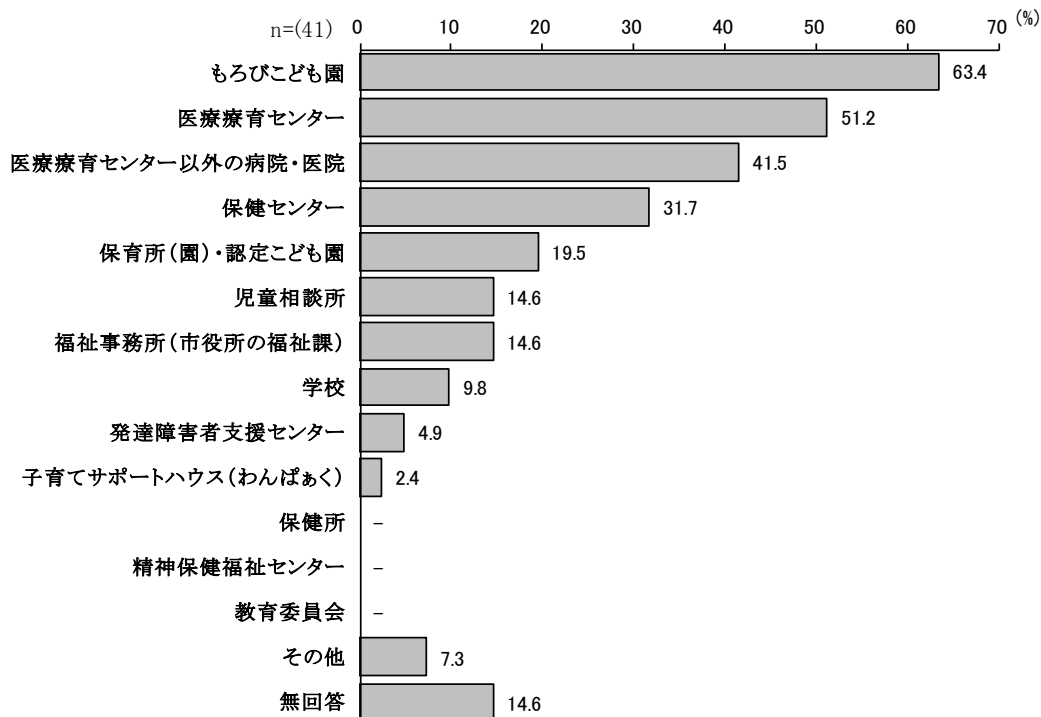
●障がい児の症状の発見のきっかけとしては、「保護者が気づいた」が最も高く 34.1%、「(乳幼児健診等) 保健センターで指摘された (29.3%)」「医療機関で指摘された (29.3%)」となっています。

図表 発達の遅れに気づいたきっかけ (障がい児)



●障がい児の発見後の相談先としては、「もろびこども園」が 63.4%と最も高く、「医療療育センター (51.2%)」「医療療育センター以外の病院 (41.5%)」となっています。

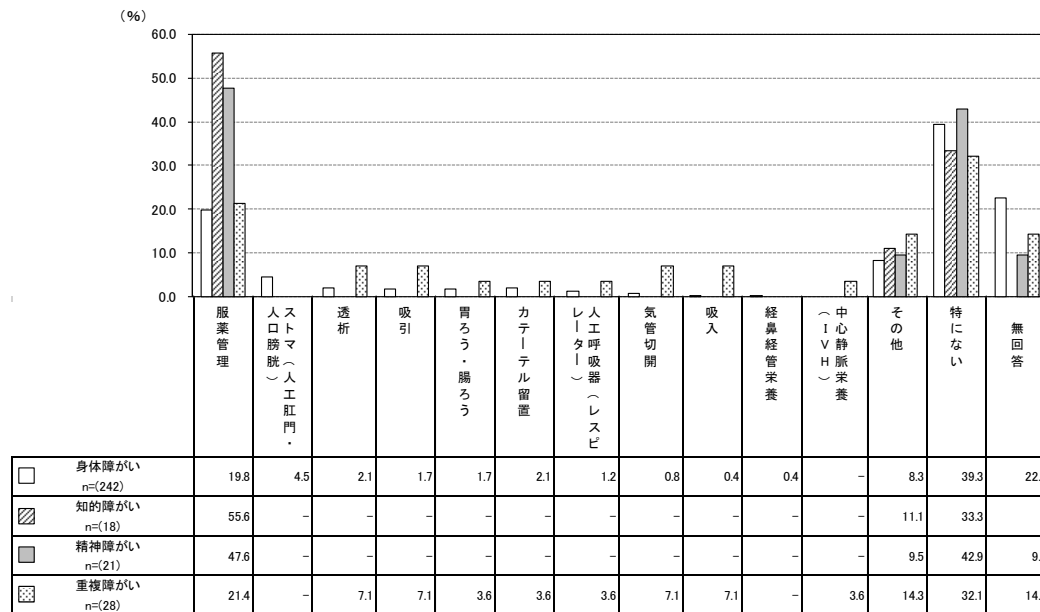
図表 発達の遅れに気づいてからの相談・診察先 (障がい児)



(5) 障がい者に対する医療ケアについて

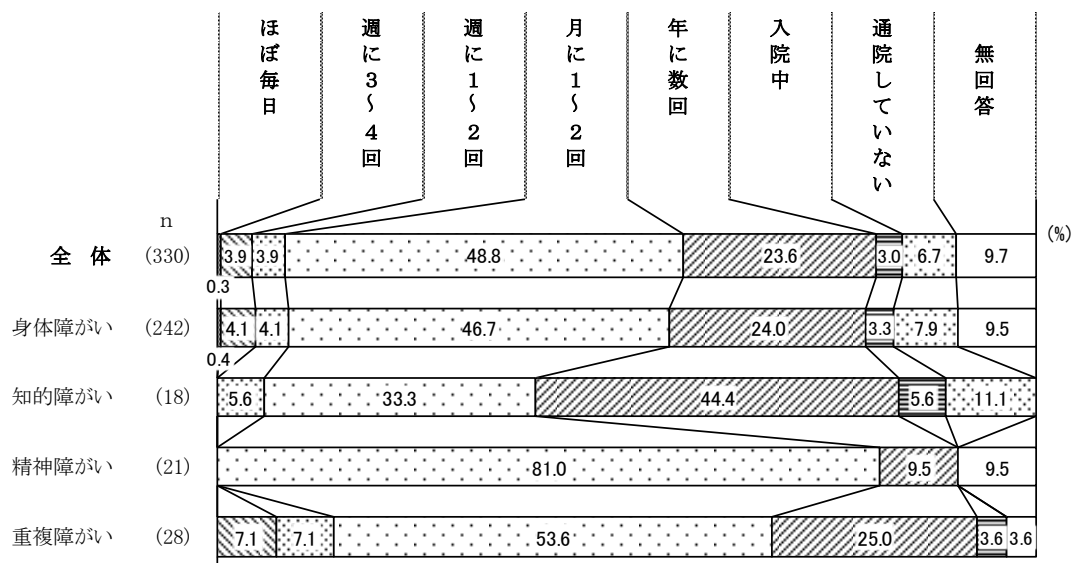
●障がいのある人が受けている医療ケアについては「服薬管理」が最も高く 23.3%となっています。特に精神障がいと知的障がいにおいて「服薬管理」の利用が高くどちらも5割前後の半数となっています。

図表 受けている医療ケア（障がい者）



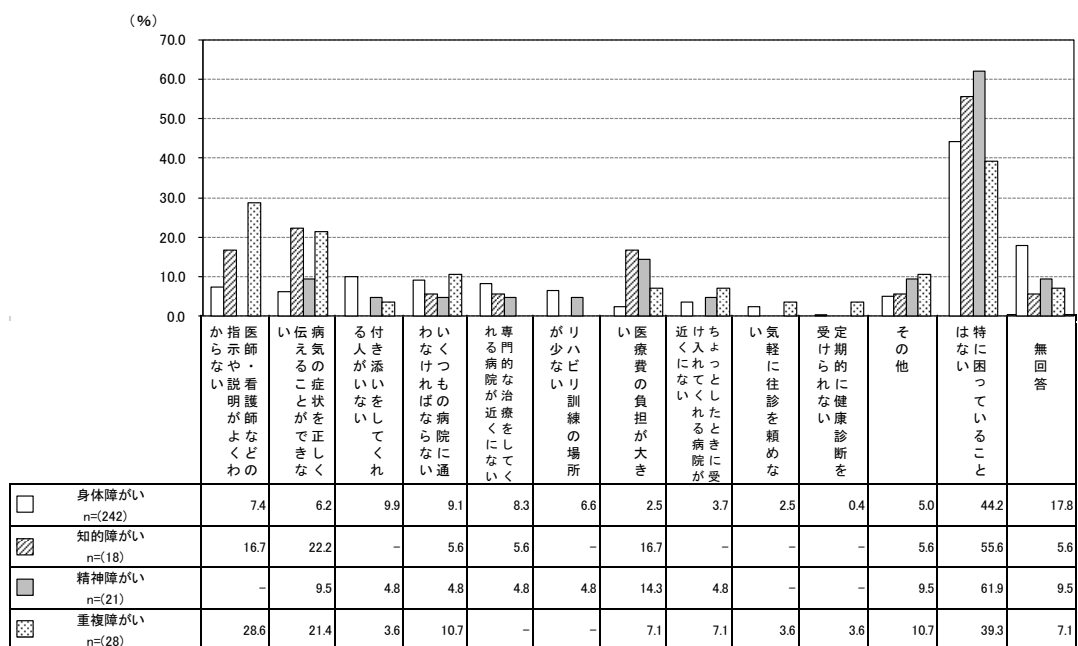
●医療ケアを受けるための通院状況は、全体では『月に1回以上』通院している障がいのある人が 56.9%となっています。特に、精神障がいのある人は『月に1回以上』が 81.0%となっており、定期的な医療ケアを必要としていることがわかります。

図表 通院状況（障がい者）



- 地域で医療ケアを受ける上での課題については、「特になし」とする割合が全体で46.1%と最も高くなっています。課題として「医師・看護師などの指示や説明がよくわからない(9.1%)」「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えることができない(8.8%)」が上位となっています。特に課題となっている『医師・看護師とのコミュニケーション』については、知的障がいや重複障がいのある人で高くなっており、2割前後と全体平均の約1割を上回っています。

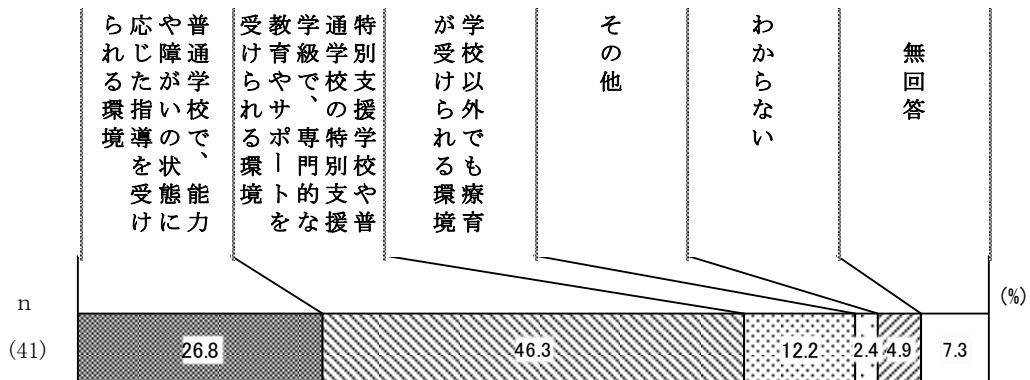
図表 医療を受ける上で困っていること（障がい者）



(6) 障がい児の就学環境に関するニーズ

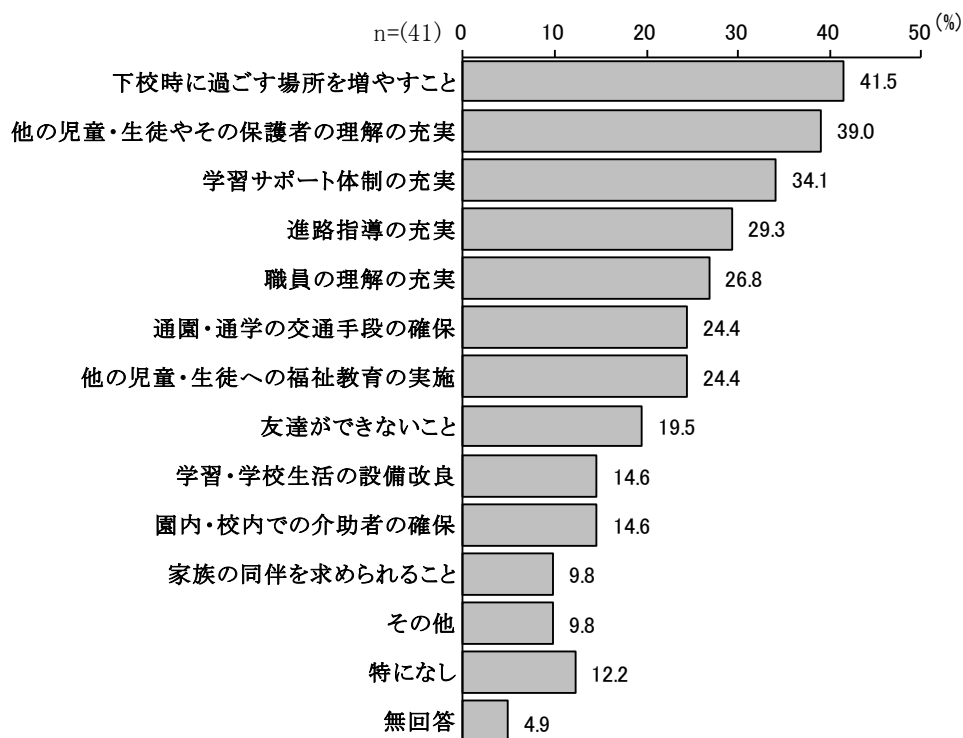
●障がい児の就学環境としては、「特別支援学校や特別支援学級などでの専門的な教育・サポートを受けられる環境」を望んでいる割合が 46.3%と最も高く、「普通学級」は 26.8%となっています。

図表 望ましい就学環境（障がい児）



●障がい児が学校生活を送る上での課題としては、「下校時に過ごす場所を増やすこと」が 41.5%と最も高く、「他の児童・生徒やその保護者の理解の充実（39.0%）」「学習サポート体制の充実（34.1%）」となっています。

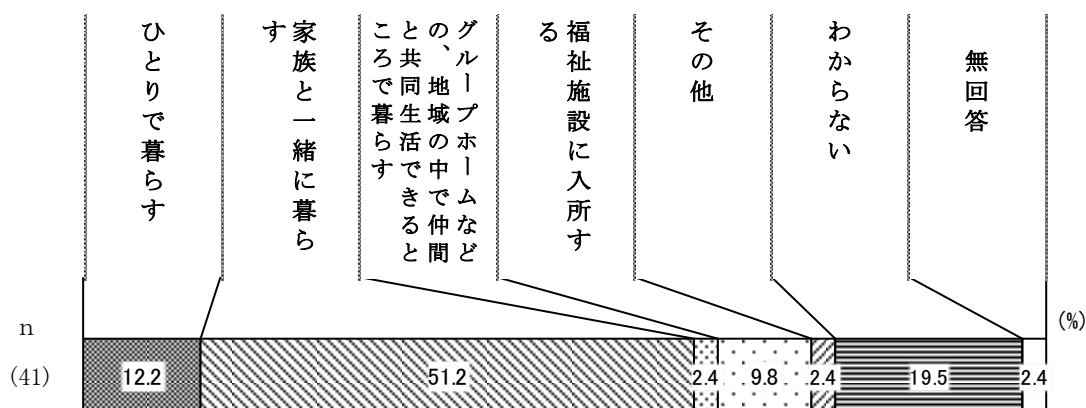
図表 学校・園生活を送る上での課題（障がい児）



(7) 障がい児の将来の生活について

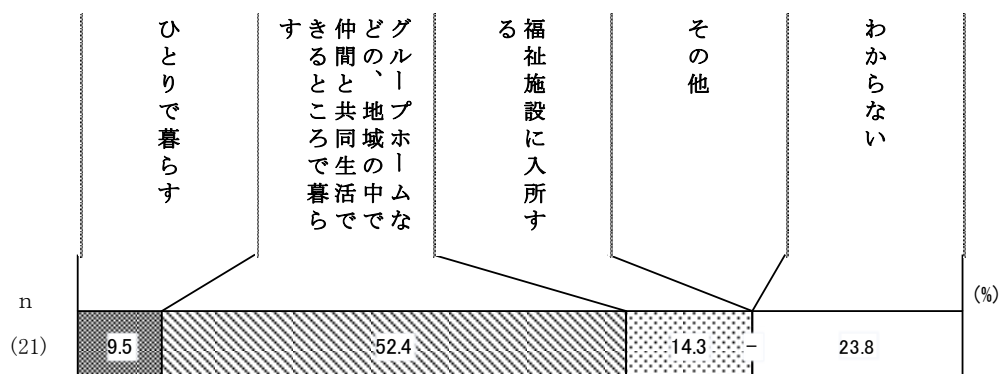
●障がい児の将来の暮らし方としては、「家族と一緒に暮らす」を望んでいる割合が51.2%と最も高く、「わからない(19.5%)」「ひとりで暮らす(12.2%)」となっており、グループホーム等の『施設』での暮らしを希望する人は12.2%となっています。

図表 成人後の暮らし方（障がい児）



●「家族と一緒に暮らす」と考えている人の『親亡き後』の暮らし方について確認すると、グループホーム等の『施設』での希望が66.7%と高く、「ひとりで暮らす」は9.5%となっています。

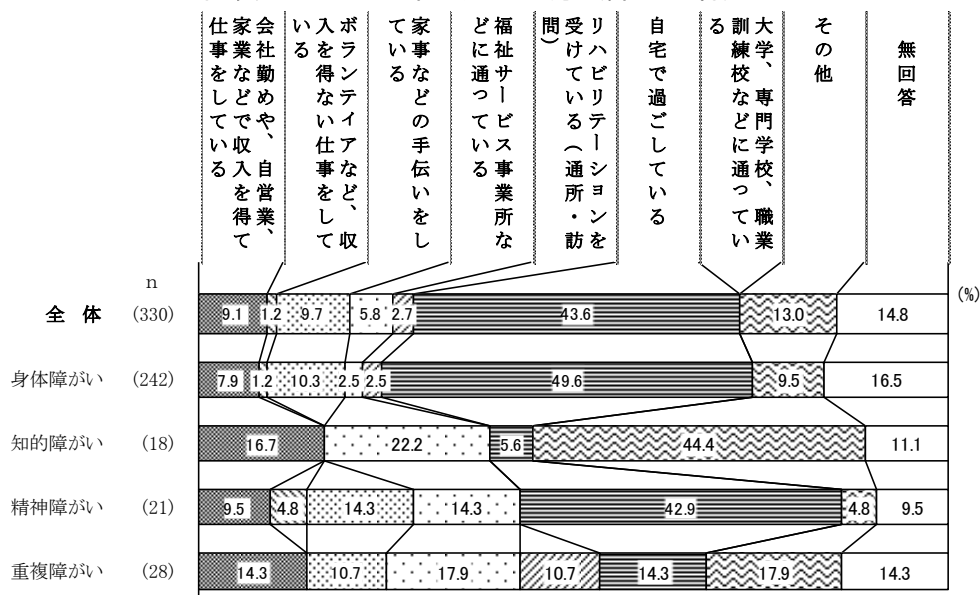
図表 成人後の暮らし方（家族との同居以外）（障がい児）



(8) 障がい者の日中活動と就労者の現状

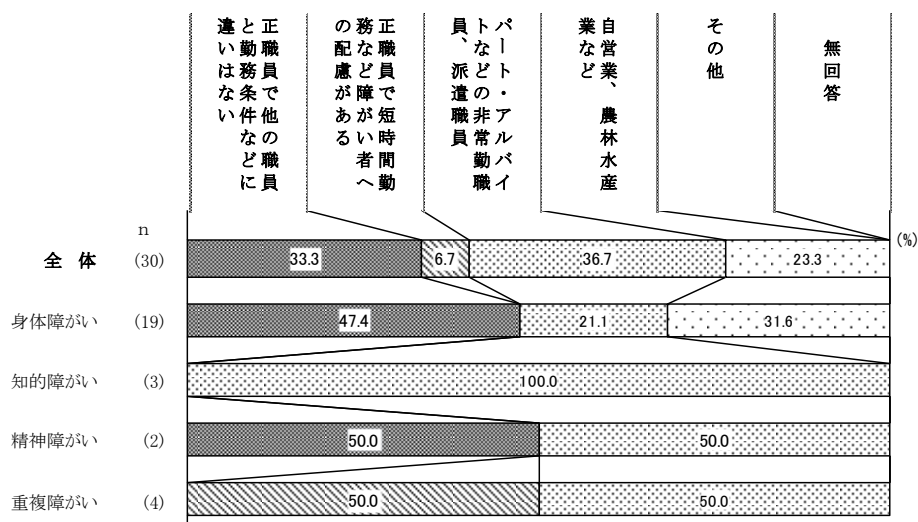
- 障がい者の日中の暮らし方としては、全体でみると「自宅で過ごしている」が最も高く43.6%となっています。
- 日中に働いている障がい者は、全体では9.1%となっており、障がい別でみると知的障がい・重複障がいで「働いている」割合が高くなっています。
- 身体障がいや精神障がいでは「家事の手伝い」が「自宅で過ごしている」に次いで多く1割前後となっており、「自宅で過ごしている」も含めると半数以上が『自宅周辺』での日中活動に限定されています。

図表 平日の日中の過ごし方（障がい者）



- 日中に「働いている人」の勤務形態については、『正規職員』で働いている人が40.0%、「非正規職員（パート・アルバイト）」が36.7%となっています。障がい別でみると、身体障がいの人は『正規職員』として勤務している割合が高くなっています。

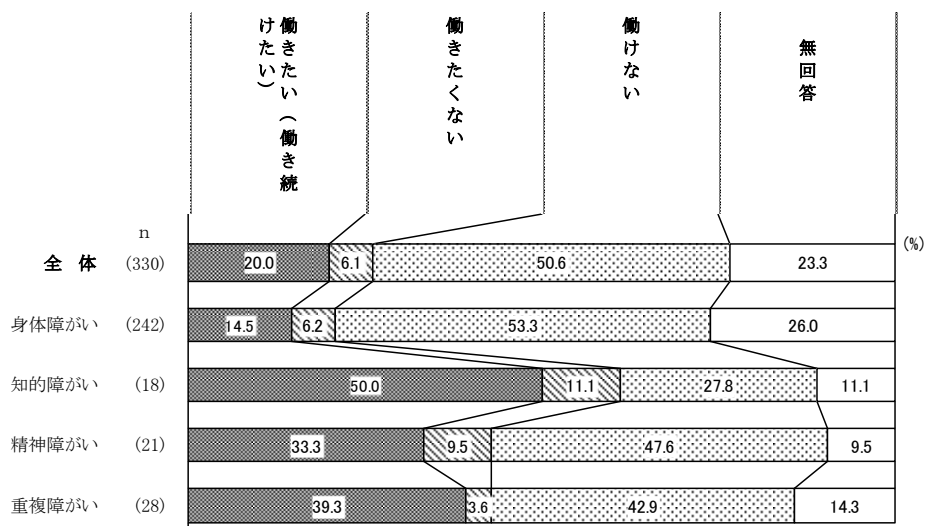
図表 勤務形態（障がい者）



(9) 今後の就労意向と課題について

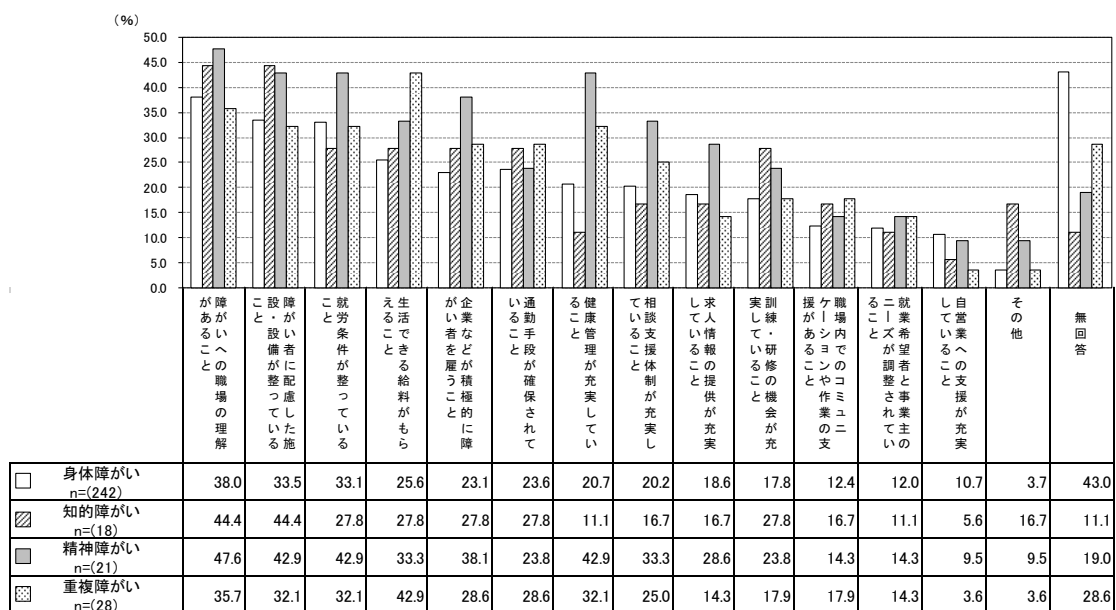
●障がい者の今後の就労意向としては、「働きたい」とする人が全体の 20.0%となっており、障がい別でみると知的・精神・重複障がいでは平均を上回って3割以上の意向があります。一方で、身体障がいのある人については「働きたい」とする人は 14.5%となっており、「働けない」が 53.3%と最も高くなっています。

図表 就労（継続）希望（障がい者）



●障がいのある人が働くための支援としては、「事業主や職場の仲間の理解があること」が 37.9%と最も高く、「障がいに配慮した施設・設備があること（33.6%）」「障がい者にあった就労条件であること（32.1%）」「生活できる給料がもらえること（26.4%）」となっています。

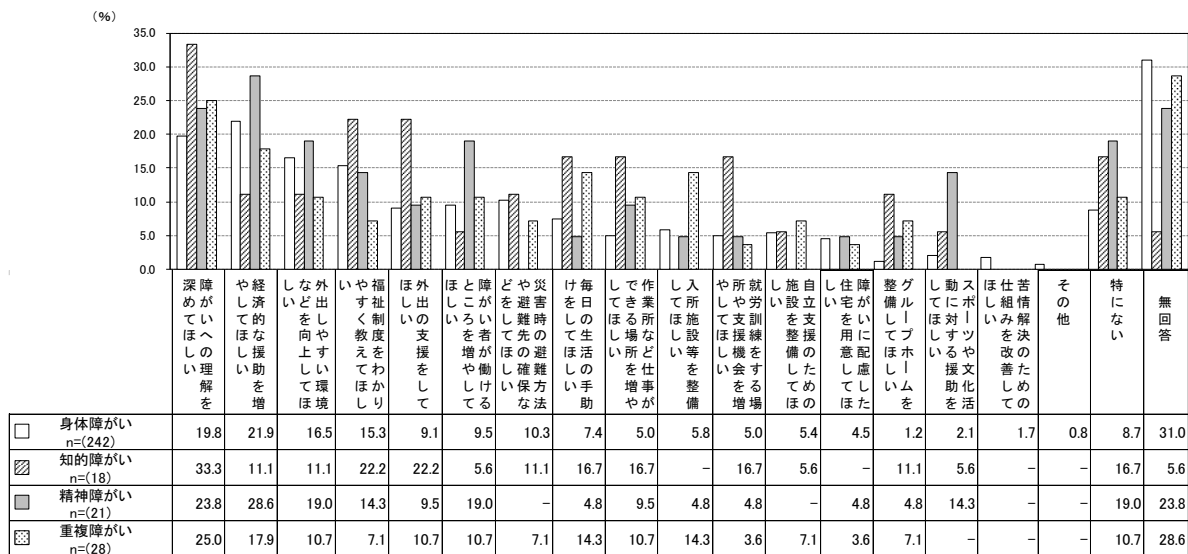
図表 就労のために必要なこと（障がい者）



(10) 障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと

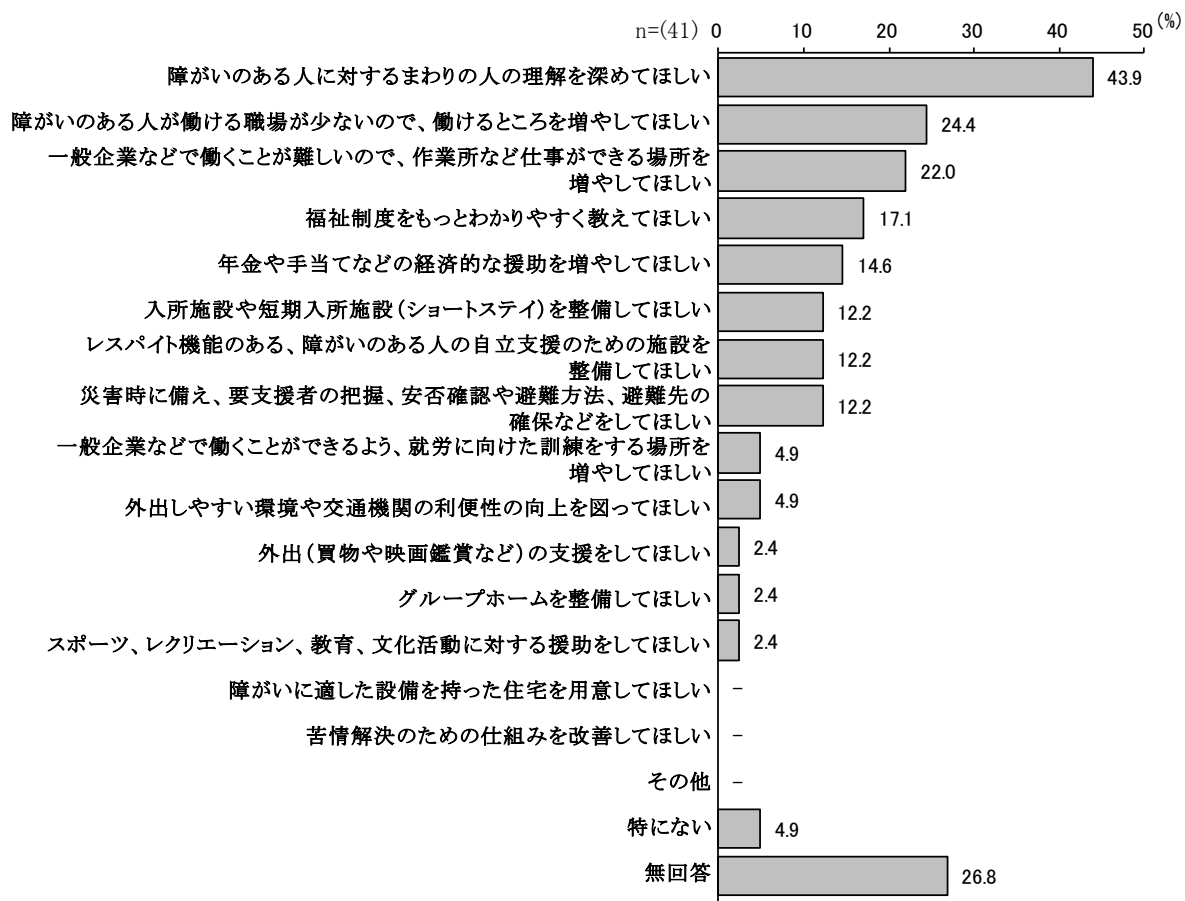
- 障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこととしては、「障がいに対する理解を深めること」「年金等の経済的な援助を増やすこと」が 21.5%と最も高くなっています。「理解を深めること」については知的障がいのある人、「経済的な援助」については精神障がいのある人が重要視しています。
- その他では「外出しやすい環境整備や公共交通機関の利便性の向上（15.5%）」や「福祉制度をわかりやすく教えて欲しい（14.2%）」があげられています。

図表 障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと（障がい者）



●障がい児においては、障がい者同様に「理解を深めること」が43.9%と最も高く、次いで就労機会に関することが続き「一般就労の場を増やしてほしい（24.4%）」「作業所などの一般就労以外の就労の場を増やしてほしい（22.0%）」となっています。

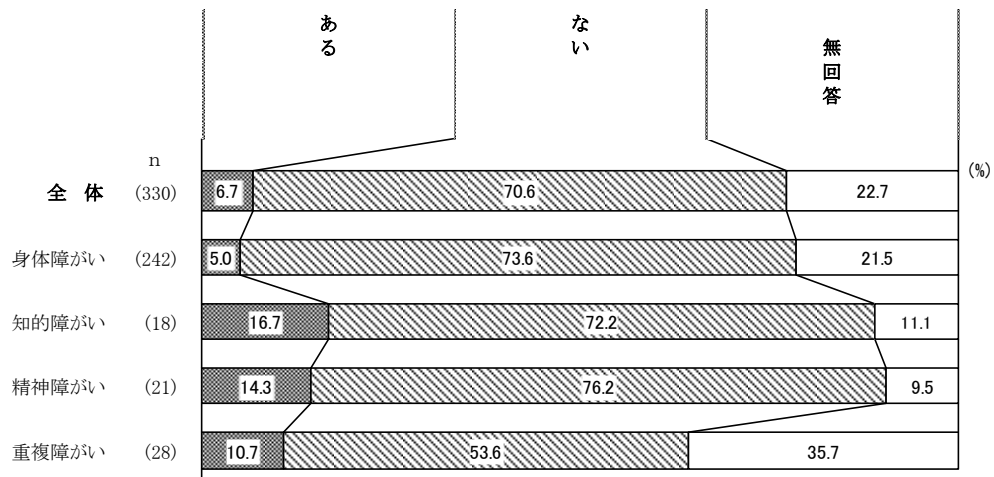
図表 障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと（障がい児）



(11) 障がい者差別の現状

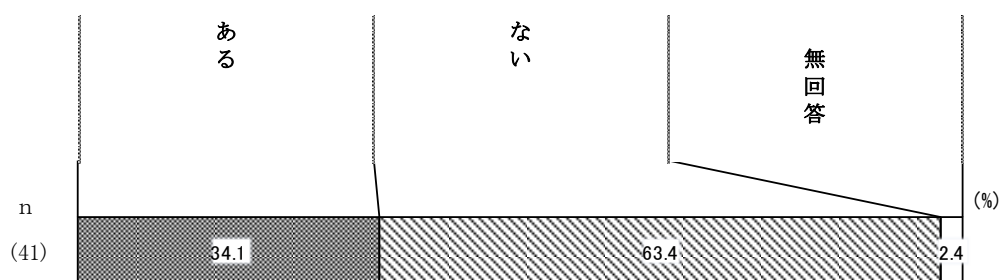
●障がいのある人が差別を受けた経験については「ある」が6.7%、「ない」が70.6%となっています。障がい別にみると知的・精神の場合は「ある」が15%前後まで高くなるものの、総じて「ない」が大幅に高くなっています。

図表 差別やいやな思いをした経験（障がい者）



●障がい児の差別の経験については、「ある」が34.1%、「ない」が63.4%と、障がい者に比べて『差別の経験がある』割合が高くなっています。障がい児の差別を経験した場所としては「学校」が最も高く50.0%で「外出先（35.7%）」となっています。

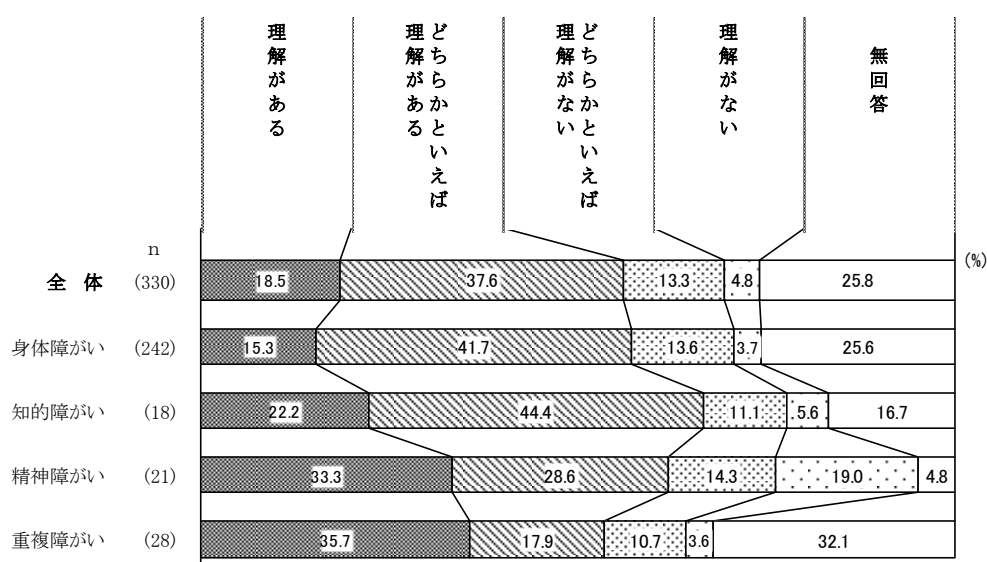
図表 差別やいやな思いをした経験（障がい児）



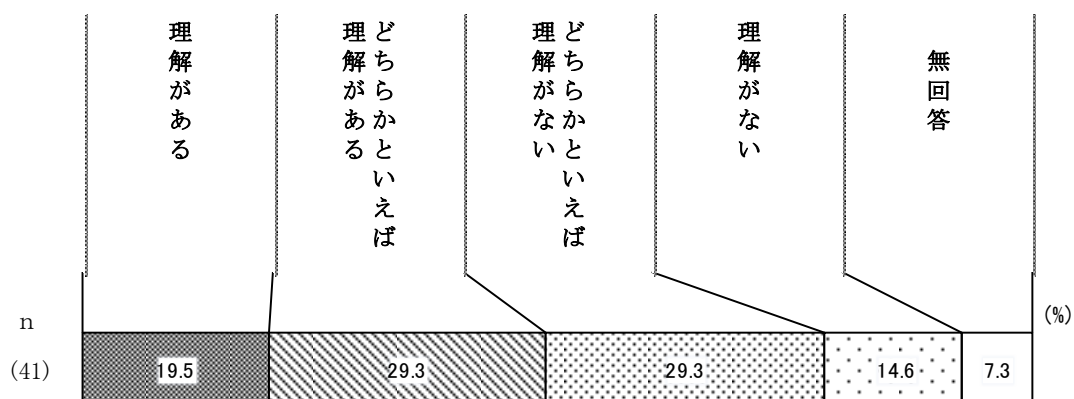
(12) 障がいへの理解の現状

●障がいへの理解の状況については『理解がある』が全体では56.1%となっており、特に知的・精神では『理解がある』が6割を超えています。また、障がい児においては『理解がある』は48.8%となっており、障がい者より若干低い結果となっています。

図表 障がいのある人への周囲の理解（障がい者）

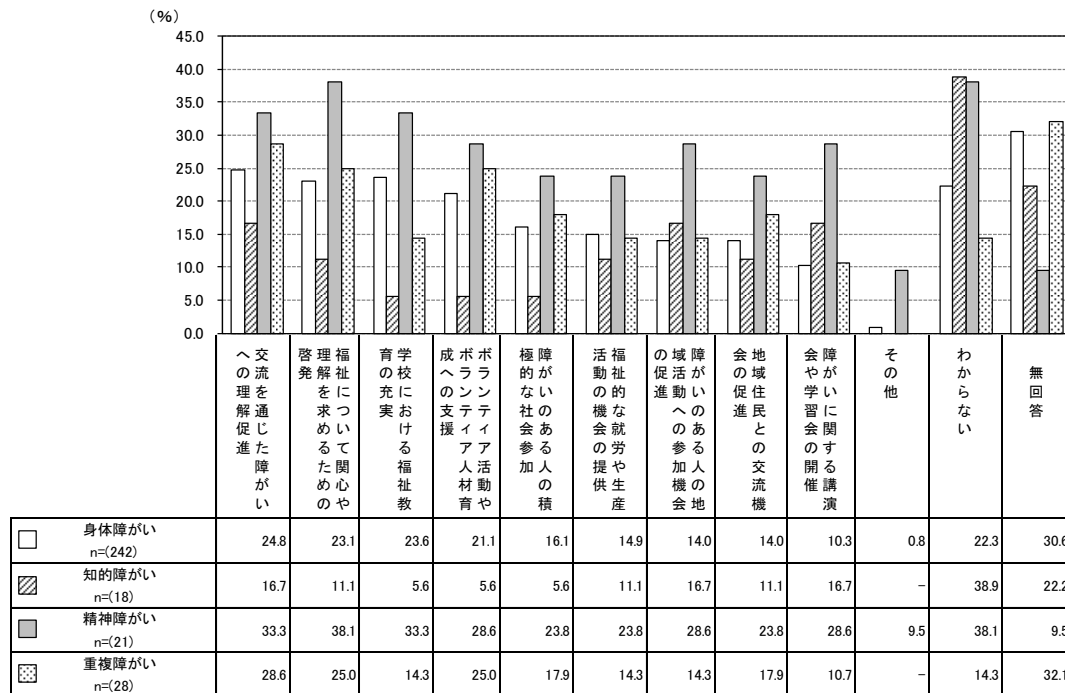


図表 周囲の理解（障がい児）

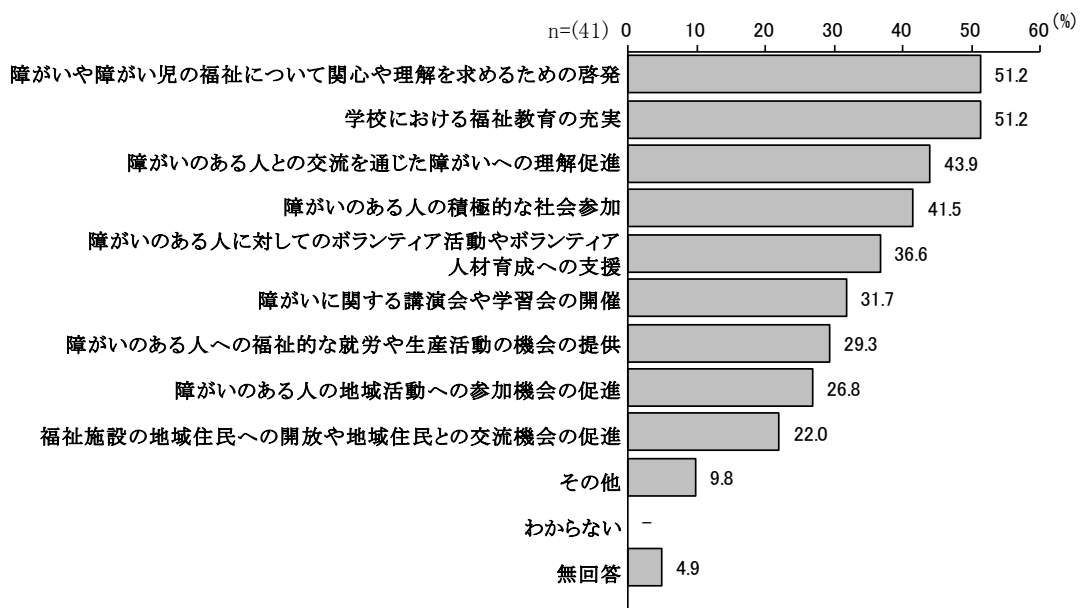


●障がいへの理解を促進するために必要なこととしては、「障がいのある人との交流を通じた活動」が最も高く 25.8%となっており、「障がい福祉に関する理解の啓発活動（23.6%）」「学校での福祉教育の充実（22.1%）」となっています。障がい児においても同様のものが上位にあげられています。

図表 障がいのある人を理解するために必要なこと（障がい別）



図表 障がいのある人を理解するために必要なこと（障がい児）



第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

本計画の理念は、助けあいの地域づくりを引き続き育んでいくために、前期計画の基本理念を受け継ぎ、『地域の輪（和）のなかで 障がいのある人の自立を支える 北秋田市』とします。

障がいのある人もない人も共に北秋田市で暮らしていけるように、引き続き障がいのある人を支えあう施策・事業を総合的に推進します。

地域の輪（和）のなかで 障がいのある人の自立を支える 北秋田市

2. 基本的な視点

各分野にわたり障がい者施策を推進する上で、以下の視点に基づき推進します。

視点1 障がいのある人の自立を支援する

障がいの有無に関わらず、あらゆる人が自身の希望や意思によって自らの生活を自立的に営むことを基本とし、障がいによる不自由があったとしても、本人の意欲や行政からの支援、地域の人の手助けによって、日常生活や社会参加に自由に参画できるまちづくりを目指します。

視点2 障がいの特性や成長段階に配慮する

障がいが捉える範囲は広く、一人ひとりの症状が様々に多様になっています。また、障がいのある人の成長過程によって必要となる支援や取り組みは異なります。障がいに対する対応は多様であり、障がいのある人の一人ひとりの個性や取り巻く環境に応じて柔軟に適應することを基本とし、一人ひとりにあった支援を目指します。

視点3 住み慣れた地域で暮らす

障がいの有無に関わらず、市民の一人ひとりが住み慣れた身近な地域で、地域の人と助けあい、支えあいながら、本人が希望する生活を営めるように、地域で生活することを基本とし、生活のために必要な支援や地域の理解が進むように施策を推進します。

3. 基本目標

本計画を推進するにあたり、基本理念の『地域の輪（和）』のなかで 障がいのある人の自立を支える 北秋田市』を実現するために、以下の 4 つの基本目標を前期計画から継承します。

▶ 1. 自立した暮らしのための支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、相談から必要なサービスの利用まで適切に利用できるよう支援体制の充実を図ります。

▶ 2. 育ちと健康の支援

発育・成長で支援が必要な子どもそれぞれにあった相談・指導の体制を確立して健やかな成長を支援します。また、市民自らの健康管理や生活習慣の見直しにつながるように、市民の心身の健康づくり、障がいや疾病の予防に取り組めます。

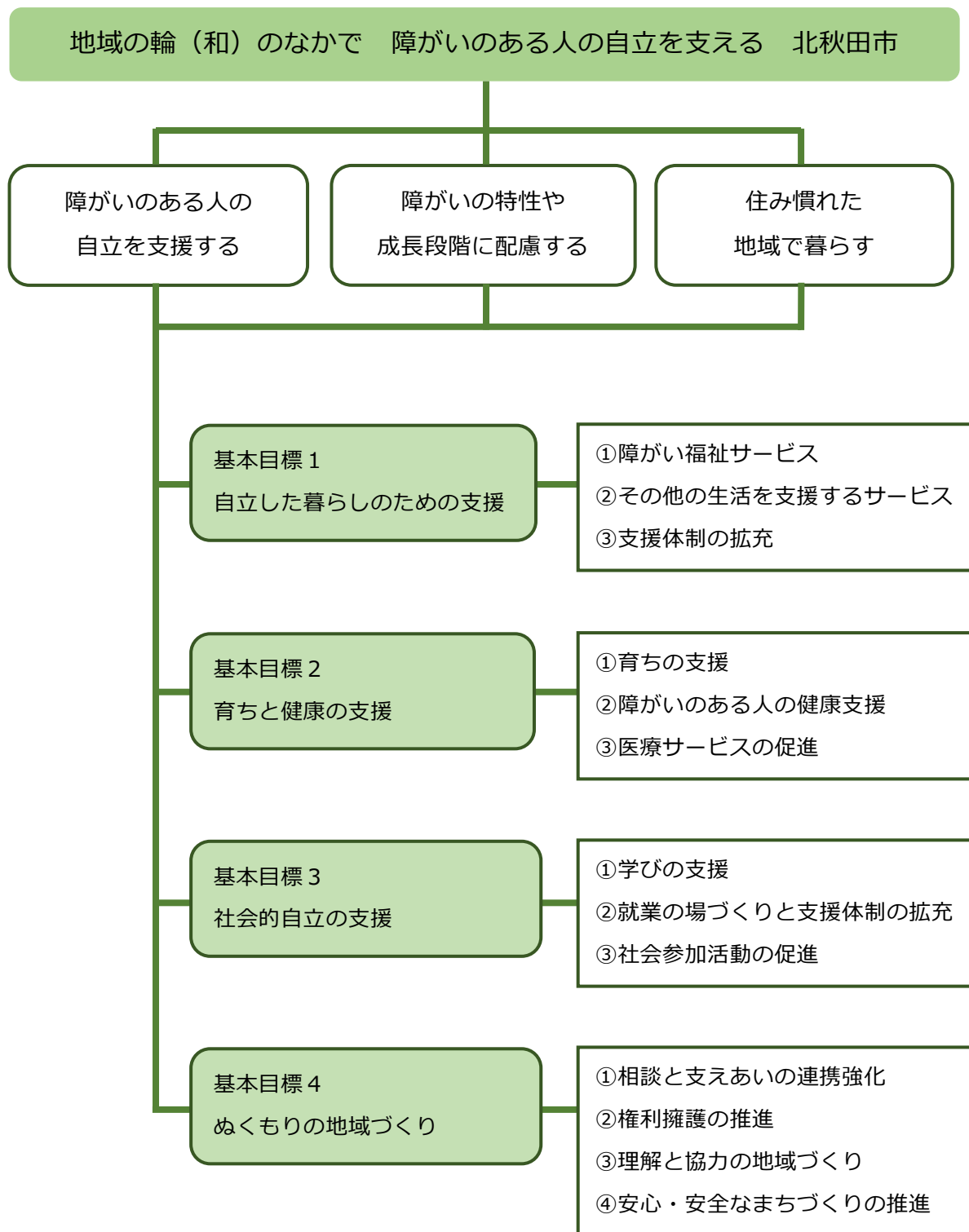
▶ 3. 社会的自立の支援

障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び育ち、自立する力を高められるように、子どもの個性・可能性を伸ばす学びを推進します。また、働く場、各種社会活動の場と機会づくりを進め、障がいのある人ない人が共に暮らし、障がいのある人の社会参加が広がるように推進します。

▶ 4. めくもりの地域づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、人権が守られ、相談や支え合い活動など支援体制の充実を図り、めくもりの感じられる、安心できる地域づくりを目指します。市全体が障がいについての理解を深め、物理的・意識的な障壁（バリア）を取り除くことに継続して取り組んでいきます。

4. 施策の体系



第 2 部 第 3 次障がい者計画

第 1 章 第 3 次障がい者計画の施策の展開

1. 自立した暮らしのための支援

○障がいの有無に関わらず、あらゆる人が自身の権利や尊厳を尊重され、必要とする支援やサービスを利用できることは、自立的な生活を営む上で必要不可欠です。

○本市においては、市全体における高齢化率が 40.0%を超えており、障がいのある人の高齢化も深刻化しています。同様に、障がいのある人を支える家族などの介助者の高齢化も進んでおり、障がいのある人の日常生活を取り巻く課題が、多様化・複雑化していくことが見込まれます。

○多様化する障がいのある人に対して、自立的な生活を営めるように必要な支援やサービスを提供するには、障がいのある人の課題を把握し適切な機関につなげる必要があります。アンケート調査の中で、障がいのある人が普段の生活での悩み事を相談する先としては「家族や親族」が最も割合が高く、本市が設置している相談支援事業所等は周知・活用が十分ではない状況となっています。

○相談先に求める体制や相談ニーズとしては、「身近なところで直接話しができる」「専門的な相談ができる」などが高い割合となっており、相談内容としては「自身の健康や治療のこと」「生活費や経済的なこと」についての相談ニーズが高い状況となっています。

○障がいのある人や介助者が高齢化している中で、家族外からの支援やサポートが今後は重要となってきます。障がいのある人が求めている相談内容としては第三者や専門機関による支援が必要な場合も想定されるため、市役所等の公的機関における相談窓口の更なる周知・活用促進が必要となってきます。

【 主な施策の一覧 】

基本的方向性	事業名	担当課
障がい福祉サービスの充実	日中活動系サービス	福祉課
	居住系サービス	
	訪問系サービス	
	計画相談支援	
	地域生活支援事業	
	その他の取り組み	
その他の生活を支援するサービスの充実	在宅酸素療法者電気料助成事業	福祉課
	障害者住宅整備資金貸付事業	
	福祉の雪事業	高齢福祉課
	高齢者施策と連携した生活支援サービス	高齢福祉課 福祉課
	福祉機器の貸出し	高齢福祉課
	障害者社会参加総合推進事業	保健所 福祉課
支援体制の拡充	相談指導・情報提供	福祉課
	相談支援事業を中心にした支援体制の確立	福祉課 他の関係課
	地域総合支援協議会	
	地域権利擁護事業（金銭管理）	市社協
	人工透析通院費助成事業	福祉課

(1) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人の自立した生活を支えるために、障がいのある人の個々人の心身の状況や生活環境に応じて、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、適切なサービスを提供します。

■主な取り組み■

① 地域生活への定着にむけた総合的な支援体制の確立

障がいのある人の一人ひとりの心身の状況やライフステージに応じた支援やサービスを提供するために、障がい福祉計画に基づいて、総合的な支援体制やサービスの質的、量的な充実を推進します。また、平成 30 年度より開始する「就労定着支援」や「自立生活援助」などの、障がいのある人の地域生活への移行支援を行うサービスの拡充に注力します。

② 地域生活支援事業の推進

地域状況を踏まえながら、地域で主体的に取り組む事業について継続的に実施します。特に、移動支援事業については高齢の障がいのある人が更に増えることが予想される中で、介護福祉サービスと連携した対策が必要になります。また、地域活動支援センター事業については利用者が急増していることもあり、地域ニーズを踏まえて事業の充実を図ります。

(2) 生活を支援するその他のサービスの充実

障がい福祉サービスのみでサポートできない課題に対して、高齢者福祉サービスと連携して、必要な利用者支援や介助者支援を本市の独自事業として実施します。

■主な取り組み■

① 関係課と連携した福祉サービスの提供

障害のある人の課題は、障がいの程度のみに限らず、高齢化や一人暮らし、核家族など様々な生活課題を抱えています。障がい福祉サービスだけでは対処しきれない課題に対して、高齢者福祉サービス等の関係課と連携して必要となる支援やサービス提供を実施します。

(3) 支援体制の拡充

自立した生活を営むにあたり、個々の障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携して、発達障害や高次脳機能障害、難病患者など、多様化する障がいに対応するための相談支援体制を確立します。

■主な取り組み■

① 相談支援体制の充実

高齢化や核家族化に伴い、複雑化・多様化している障がいのある人の生活課題に対応するため、北秋田市障害者生活支援センターを中核とした総合的な相談支援体制を確立しています。利用者のニーズでは、「専門的・継続的な相談」や「総合的な相談」に対する要望が多いことを踏まえ、更なる質の向上に努めます。

② 情報提供体制の充実

障がい福祉サービスや市の広報など、障がいのある人が、自身の障がいによって情報収集を妨げられないように様々な方法を活用して情報提供を行う体制を整えています。

従来から活用している「障がい福祉サービスのしおり」の相談窓口における配布による対面での情報提供に加えて、ホームページや広報等を通じた視覚的な情報提供、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及、手話や資料の音声化等による視聴覚障がいのある人への情報提供を行っています。

今後も利用者や地域の状況を把握しながら、円滑な提供手段の検討を行い、障がいのある人への情報発信の拡充を行います。

2. 育ちと健康の支援

○障がいや発達に心配のある児童が、乳幼児期から学童期、さらには青年期も安心して地域で心身ともに健康に暮らし続けるためには、個々の特性や成長をしっかり捉え、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援が必要となります。また、保健・医療サービスの提供により、発達の遅れの早期発見、早期療育にもつながります。

これらは、疾病等の予防となり、障がいの軽減や生活能力の向上にもつながることが期待されますが、社会環境の変化や時代背景の複雑さから、さらなる多職種連携による支援体制の整備を図ることが重要です。

○心の問題や精神面での悩みで社会生活への適応に課題をかかえている方に対して、適切な相談対応を行うとともに、地域移行に向けた専門的な支援を行うために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

○障がいのある人の医療ケアは、地域での生活を継続するためには不可欠です。地域において医療ケアを受ける際の課題として、アンケート調査の中で「医師・看護師などの指示や説明がわからない」「医師・看護師などに症状を正しく伝えることができない」といった課題をあげる人が少なからずいます。相談支援体制を含め、障がいのある人の個々の状況を把握し医療との連携・共有を図る体制整備が必要となります。

【 主な施策の一覧 】

基本的方向性	事業名	担当課
育ちの支援	乳幼児健康診査・育児相談	医療健康課
	乳幼児育成連絡会	
	スキップ・クラブ（乳幼児育成指導事業）	医療健康課 福祉課
	児童発達支援	福祉課
	障がい児通所支援事業	
	障がい児保育	
障がいのある人の健康支援	精神保健福祉普及事業	保健所
	難病医療相談事業	
医療サービスの推進	自立支援医療の給付	福祉課 県
	福祉医療費助成〔高齢身体障がい者・重度心身障がい（児）者〕	市民課 福祉課
	地域救命救急センター・地域療育医療拠点施設の設備	医療健康課

(1) 育ちの支援

障がいや発達の遅れの早期発見と、適切な保育・療育によって、障がいの軽減や生活能力の向上に伴う社会参画の幅を広げるために、児童発達支援センターを中心に、市内の関係機関と連携した一貫的な支援体制を推進します。

■主な取り組み■

① 障がいの早期発見・早期療育の充実

障がいや発達の遅れの早期発見を行い、専門的な診断や相談、必要な支援・サービスを利用することで、障がいの軽減や生活能力の向上が期待できます。

アンケートの結果では発達の遅れに気付いたきっかけとして「乳幼児健康診査」が全体の約3割となっており、早期発見の機会となっており、今後も継続して実施します。

② 医療的ケア体制の充実

医療的ケアを必要とする障がいのある児童については、関係機関が連携を行い、通所・通学をはじめとする日常生活における課題の把握と対策の検討を行い解決につなげるなど支援体制の充実に努めます。

(2) 障がいのある人の健康支援

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、それらに対する保健・医療サービスの体制を整備するとともに、情報発信による正しい理解と知識の普及に努めます。

また、精神障がいのある人に対する保健福祉施策を充実させ、精神障がいのある人が地域で生活できるように相談支援体制を整備するとともに、居宅でのサービス提供が受けられるように包括的な支援体制の構築を推進します。

■主な取り組み■

① 予防と健康支援

自らの健康状態を把握し、介護などが必要な状態を予防する視点から、市で実施している健診や健康相談、健康教育等の保健事業や健康づくり活動を更に推進します。

② 精神障がい者の早期治療の促進

本市では障がいのある人や総人口が減少している中で、精神障がいのある人は増加しています。精神面や心の問題で不安を抱えている人やその家族に対し、定期的な相談や教室の開催によって情報提供を行うとともに、関係機関と連携して早期発見のための意識啓発を行います。

(3) 医療サービスの推進

障がいのある人の地域生活や社会参画の促進において、障がいの機能回復やリハビリテーションによる軽減の推進は重要な役割を果たします。

障がいのある人に対する医療サービスの提供体制の充実を図り、高齢化等による障がいの更なる重度化・重複化の予防に向けた取り組みを推進します。

■主な取り組み■

① 自立支援医療（再生医療・療育医療）の周知

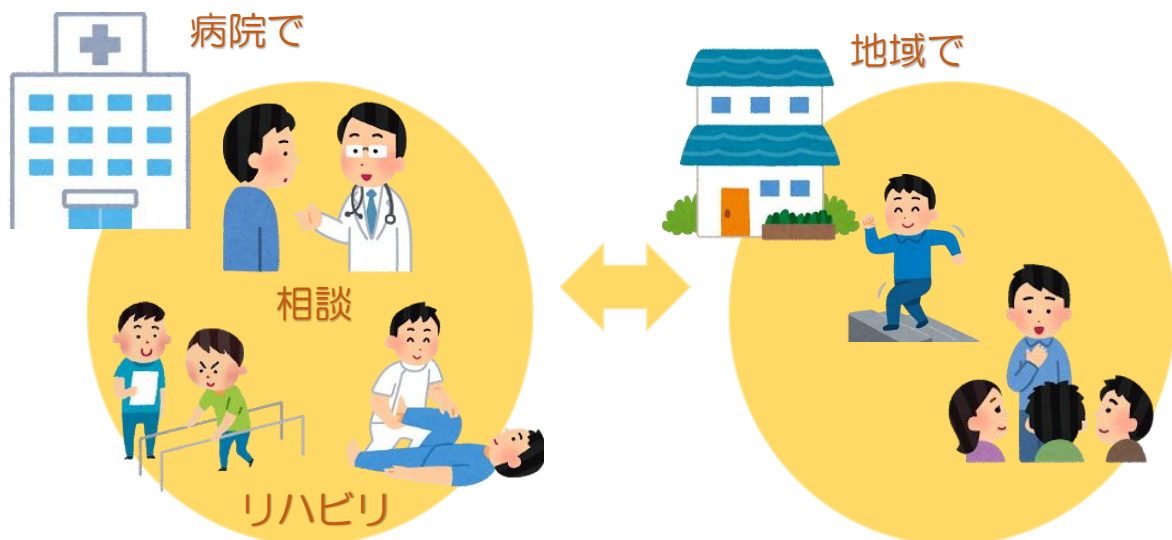
身体に障がいのある方がその障がい除去（または軽減）するための医療制度である「自立支援医療（更生医療・育成医療）」について、制度を必要とする方にその趣旨が行き渡るよう、患者や医療機関への周知に努め、利用促進につなげます。

② 医療体制の拡充

本市の地域医療の拠点である北秋田市民病院において実施している身体障がいのある人へのリハビリテーションなど、障がいのある人の地域生活への主体性、自立性、選択性をもたらすためには医療の支えが必要となります。

利用者の個々のニーズに合わせた医療サービスが実施されるように体制整備を進めます。

<医療体制の拡充>



3. 社会的自立の支援

○障がいや発達に遅れのある児童・生徒の学習環境については、障がい児のケアを重視するニーズが高まってきています。アンケート調査の中では、特に学校における居場所づくりや理解促進の面での課題が重視されており、学校教育における他の児童・生徒やその保護者の理解促進等の受け入れ環境の整備が必要になります。

○また、障がい児の学校卒業後の生活について、アンケート調査によると、現時点では介助者である親などの「家族と一緒に生活」を意向する割合が高いものの、『親亡き後』を見据える場合に「施設入所」が大幅に増加することが見込まれています。一人でも多くの障がいのある児童・生徒が、自立して地域で生活をしていくためには、家庭や学校における将来を見据えた学習・教育の提供が必要になるとともに、卒業後の地域における受け入れ環境の整備も並行して進めていく必要があります。

○障がいのある人の多くの方が自宅での生活が主となっており、「就労」や「地域活動」などに重きを置いた生活を行っている方は、現状では多くありません。今後、障がいのある児童や若年層の障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、「就労」等によって地域での生活の場と収入を得る機会を多く創出していくことが重要であり、就業に向けたサポート体制を充実させる必要があります。

○アンケート調査によると、障がいのある人の就労環境の整備に向けては、「障がいに対する理解の促進」や「就労環境に対する障がい者個々人の適応の調整」が必要な状況となっており、受け入れ環境の整備が必要になるとともに、就労後の職場環境への定着に向けたサポートなど、就労全般に向けた支援体制が必要になります。

【 主な施策の一覧 】

基本的方向性	事業名	担当課
学びの支援	教育支援委員会	学校教育課 福祉課 医療健康課 保育所等
	児童生徒学校生活サポート事業	学校教育課
社会参加活動の促進	生涯学習活動・地域活動・障がい者団体活動等への参加促進	福祉課 生涯学習課 市社協
就労の場づくりと支援体制の拡充	移行支援ネットワーク会議	県 福祉課
	放課後児童健全育成事業	福祉課 生涯学習課
	庁内の障がい者雇用	総務課 教育委員会
	障がい者雇用に関する啓発と、就労体験機会の充実	福祉課

(1) 学びの支援

小学校・中学校における通常学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図るとともに、ADHD や LD、自閉症スペクトラムなどの障がいの状況や発達段階に応じた教育の実施に努めます。

■主な取り組み■

① 学校生活での支援

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、保育所、認定こども園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めます。

また、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。

② 職業教育・進路相談の充実

比内支援学校たかのす校卒業後の地域での生活と自立した暮らしにつながるように、地域移行支援ネットワーク会議を活用して、機能的な取り組みができるように、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化します。

(2) 社会参加活動の促進

障がいの有無に関わらず、生涯学習やスポーツなどを通じた余暇の充実は、社会参画のきっかけや生きがいづくりとして、日々の生活に必要なものです。

特に障がいのある人にとっては、義務教育期間を過ぎた後の日中の過ごし方は重要になるため、個々のニーズや状況に応じた多様な参加機会の場の創出に努めます。

■主な取り組み■

① 障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興

障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、活動施設のバリアフリー化等の設備の改善や外出手段の確保、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行ない障がい者が気軽に地域活動に参加できるように支援します。

② 障がい者団体の活動支援

北秋田市身体障害者協会、北秋田市手をつなぐ育成会、鷹巣阿仁精神障害者家族会、ボランティア団体などの障害者関係団体の自主的な活動を支援し、市からも情報発信を行い意見交換の場となるように努めます。

(3) 就業の場づくりと支援体制の拡充

障がいのある人が地域の中で自立した生活を営めるように、市内の多様な業界への働きかけを行い、雇用・就業の場を拡充します。

また、就業から職場の定着に向けて、一貫した就労サポートを行い、障がいのある人が職場環境に定着できるような環境づくりの支援を行います。

■主な取り組み■

① 就業の機会の拡充と雇用の促進

障がい者の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、社会体験の場の創出や就業の機会の拡充に努めるとともに、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取り組みを進めます。

また、毎年9月の障害者雇用支援月間などの、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、趣旨の普及に向けての広報・啓発活動を、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して行います。

② 障がい者に対する理解の推進

障がい者の就労にあたり、事業者側の障がい者に対する理解を進めるために、学習会などを開催し、障がい者雇用の促進について支援します。

③ 利用しやすい公共交通機関についての検討

障がいのある人たちは、就業や余暇のため、バスや鉄道などの公共交通機関を多く利用しています。そのため、より利用しやすい公共交通機関のあり方について検討していきます。

4. めくもりの地域づくり

○「地域の輪の中で」障がいのある人を支える社会を実現させるためには、障がい者施策を幅広い多くの市民の理解のもとに推進していくことが重要であり、障害者基本法および本計画の目的等に関する理解の促進を図る必要があります。

○また、障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がい者への虐待の防止など、障がい者の権利擁護のための取り組みを推進する必要があります。

○地域の人々や、学校、職場など、あらゆる生活の場において、障がいに対する理解の促進を図り、障がいのある人が安心して地域の中で生活できる環境を本市全体で支えていくことが重要となります。

○誰もが暮らしやすい生活環境の整備を推進するために、市内の公共的施設を中心にバリアフリー化を進め、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

○また、災害時や緊急時における適切な情報伝達や安否確認などの支援体制の構築を図るとともに、日頃の見守り活動を通じた地域における関係機関の連携体制が必要となります。

【 主な施策の一覧 】

基本的方向性	事業名	担当課
理解と協力の地域づくり	障がいに関する理解を深めるための啓発	福祉課 教育委員会 市社協 社会福祉法人等
	地域福祉トータルケア推進事業	市社協
	ボランティアによる支えあい活動	福祉課 市社協
権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業	福祉課 市社協
	虐待防止対策	福祉課 地域包括支援センター
相談と支えあいの連携強化	相談支援	福祉課
安心・安全なまちづくりの推進	公共施設のバリアフリー化	福祉課 建設課 都市計画課
	防災対策の充実	総務課 福祉課

(1) 理解と協力の地域づくり

障がいに対する理解を深めるために、地域や学校、職場などにおける普及・啓発をより一層推進します。

また、障がいが多様化し、外見からはわかりにくいケースも多いことから、より一層の理解が必要な場合が増えてきているため、特に配慮を必要とする障がいについて理解の促進に努めます。

■主な取り組み■

① 障がい者福祉に対する市民の理解促進

障害者基本法に定める毎年12月の「障害者週間」等を活用して、市の広報や保健福祉事業において障がい者福祉に対する市民の理解促進を図ります。

また、市社会福祉協議会や障がい者団体等の活動を支援しながら、相互に連携して理解促進に努めます。

② 福祉教育の充実

学校における全ての教育活動を通して、福祉の心を育みながら福祉についての理解を深めるとともに、ボランティア活動などの実践的な活動を体験することにより、すべての人が差別を受けたり排除されることなくかけがえのない存在として尊重され、ともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる『共に生きる力』を社会で育むことを目指します。

③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

配慮や支援が必要な人たちのために、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」への理解と協力を進め、普及に努めます。

<ヘルプマーク>



<ヘルプカード>

(記載例) ・むずかしい言葉が苦手です。ゆっくりと簡単な言葉で話してください。 ・耳が不自由です。手話が筆談で話してください。 ・手が不自由です。代筆をお願いします。 ※配慮してほしいことなどをご記入ください。		あなたの支援が必要です ヘルプカード 秋田県	
ふりがな あきた 名前 秋田 ○○ 住所 秋田市山王○丁目△-□ 性別 (男)・女 (A) B・O・AB 血液型 RH+ 生年月日 S ○○年 △△月 □□日 大切な連絡 (このカードをご覧になった方へ) (記載例) ・○○の持病があります。病院へ電話してください。		連絡先 ☒自宅 ☐勤務先・通学先 ☐その他 () 秋田△△ 0180-11-2222 ☐自宅 ☒勤務先 ☐通学先 ☐その他 () (株)×× 0180-33-4444 ☐自宅 ☒勤務先 (通学先) ☐その他 () □□高校 0180-55-6666 医療機関 (かかりつけ) 連絡先 ○○病院 0180-77-8888	

(2) 権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」に基づく虐待防止と擁護者への支援や、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度の適切な利用を通じて、障がいのある人が安心して暮らせる生活環境支援を推進します。

また、障がいを理由とする差別を禁止し、合理的配慮の提供を推進することで、本市における障がいのある人への差別の解消に努め、障がいのある人が、生活のあらゆる場面において不当な不利益を被らないように、市内のあらゆる関係機関、主体に対しての啓発を行います。

■主な取り組み■

① 成年後見制度の利用支援

知的障がいや精神障がいにより、常に判断能力を欠いている状態にある方は、成年後見制度に関する相談や制度を利用する必要があることから、後見開始の審判の申し立てを行う親類がいない場合の利用支援を行ないます。

② 行政機関における合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」の考え方にに基づき、市民が利用する窓口等における各種の配慮や取り組みを進めます。

(3) 支え合いのネットワーク強化

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、地域の企業や住民、学校等におけるボランティア活動に対する理解を深め、活動を支援し、障がいのある人の生活支援に対する理解と協力の推進を図ります。

■主な取り組み■

① 地域が主体となって支えあう活動の推進

多くの市民がボランティア活動や地域活動に参加し、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携した地域主体の活動が意欲的に行います。

地域の活力と、行政による福祉サービスが連携し相互に補完しあうことで、障がいのある人の生活の質を高めていきます。

地域が主体となる活動を支援していくとともに、市民と行政の連携を更に強化し、協働で取り組む体制整備を図ります。

(4) 安心・安全なまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、あらゆる人が生活しやすいまちを目指し、住宅や建築物、公共施設などの生活環境における障壁の撤廃に努めます。

北秋田市地域防災計画に基づき、災害時に要配慮者となる障がいのある人や高齢者に対する災害予防対策・応急対策を推進します。また、地域における防災訓練への障がいのある人の参加促進や防災ボランティアの確保を行うことで、災害等の緊急時における支援体制の確保に努めます。

■主な取り組み■

① 安全性や快適性の高いまちづくりの推進

秋田県バリアフリー条例に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、誰もが利用しやすい安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。

日常的に利用機会の多い公共的施設については設備改善の必要性・緊急性を踏まえて優先的なバリアフリー化を検討します。

② 災害や緊急時における安全体制の確保

北秋田市地域防災計画に基づき、災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項の周知を図ります。

災害時に援護が必要な障がいのある人を把握し、個々の支援体制を確保するとともに、障がいのある人への地域での防災訓練への参加を促すことで、災害等の緊急時の安全の確保に取り組んでいきます。

**第 3 部 第 5 期障がい福祉計画・
第 1 期障がい児福祉計画**

第 1 章 第 5 期障がい福祉計画

1. 目標値の設定

2017（平成 29）年 3 月 31 日に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、国の基本指針）に基づき、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備及び福祉施設の利用者の一般就労への移行について、2020（平成 32）年度の目標値を設定します。

（１） 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、2020（平成 32）年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
① 施設入所者の地域生活への移行	◆2020（平成 32）年度末までに、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9％以上を地域生活に移行
② 施設入所者の削減	◆2020（平成 32）年度末までに、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 2％以上を削減

【 第 4 期計画実績及び第 5 期計画目標値 】

項目	第 4 期計画				第 5 期計画	
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値
施設入所者数	145 人	139 人	136 人	100%	146 人	143 人
①移行者数		18 人	7 人	39%	—	14 人
②削減数		6 人	2 人	33%	—	3 人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

国の基本指針	
① 協議体の設置	◆2020（平成32）年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議体を設置

【 第4期計画実績及び第5期計画目標値 】

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績値	達成率	目標値
①協議体	—	—	—	設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、緊急時における受入れ体制の整備等を図るため、2020（平成32）年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備する目標値を定めます。

国の基本指針	
① 拠点等の整備	◆2020（平成32）年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

【 第4期計画実績及び第5期計画目標値 】

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績値	達成率	目標値
①整備箇所数	1箇所以上	0箇所	—	1箇所以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、2020（平成32）年度中に一般就労へ移行する者の人数等について目標値を定めます。

国の基本指針	
① 福祉施設から一般就労への移行	◆2020（平成32）年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行事業等を通じて、一般就労に移行する者を、2016（平成28）年度実績の1.5倍以上へ
② 就労移行支援利用者数の増加	◆2020（平成32）年度末までに、就労移行支援事業の利用者を2016（平成28）年度末の実績から2割以上増加
③ 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	◆2020（平成32）年度末までに、就労移行支援事業利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上へ
④ 就労定着支援による職場定着率の向上	◆2020（平成32）年度末までに、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上へ

【 第4期計画実績及び第5期計画目標値 】

項目	第4期計画			第5期計画
	目標値	実績値	達成率	目標値
①就労移行者数	1人	3人	300%	5人
②利用者数	11人	1人	9%	2人
③事業所数	なし	なし	—	50%以上
④職場定着率	—	—	—	80%以上

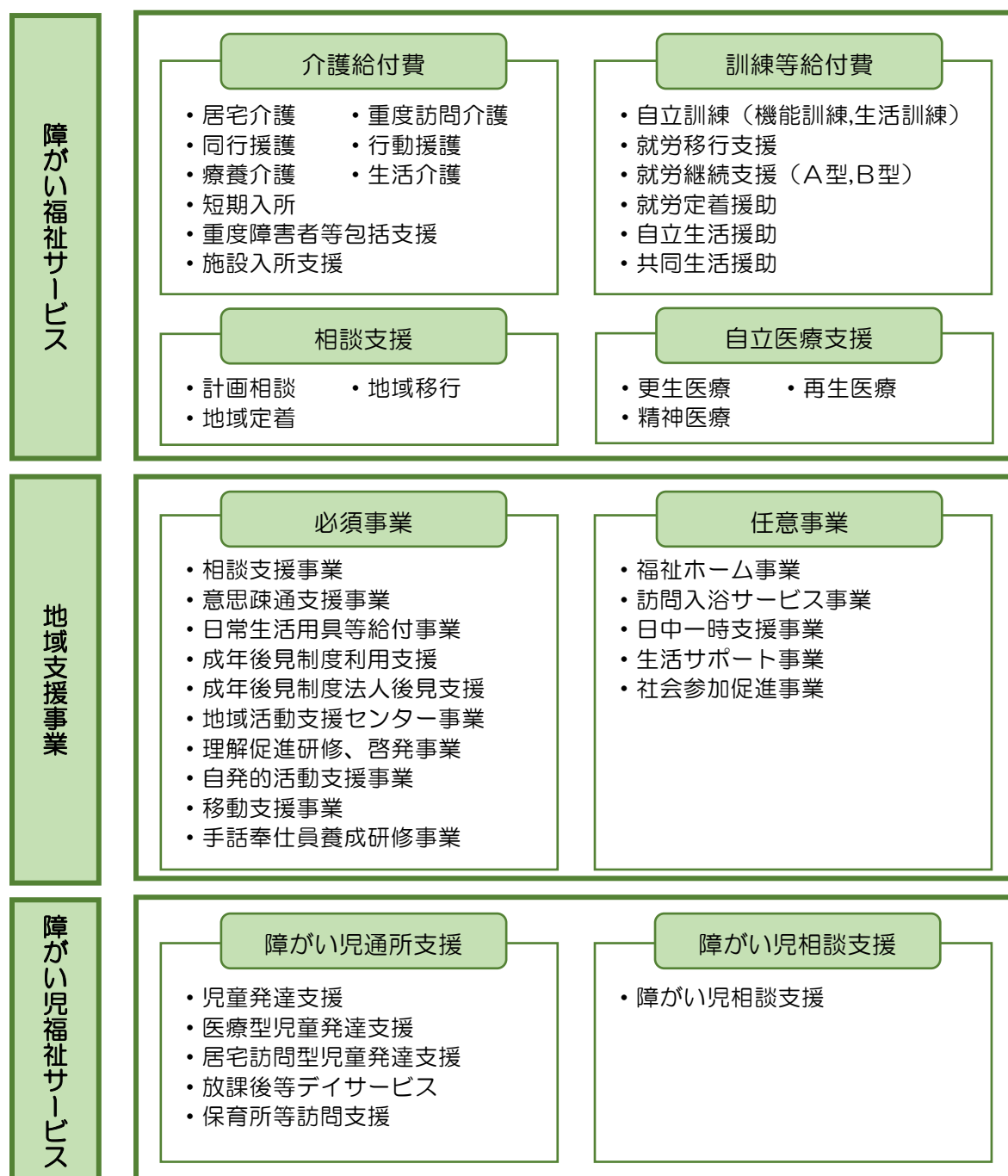
2. 障がい福祉サービス等の実績と見込量

障害福祉計画では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項等を設定します。

(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスとは、個々の障がいのある方々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



① 訪問系サービス

【 事業内容 】

事業名	事業内容
訪問系サービス	
居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を受けるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をするサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動援助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助等をするサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■ 基本的な考え方 ■

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の地域生活を支える上で必要不可欠なサービスです。

施設などからの地域生活への移行により、サービスを必要とする障がいのある人が増加することが見込まれます。

障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 （平成30）	2019年度 （平成31）	2020年度 （平成32）
訪問系サービス（合計）			
利用者数（人）	35人	35人	35人
利用量（時間／月）	350時間	350時間	350時間

② 日中活動系サービス

【 事業内容 】

事業名	事業内容
日中活動系サービス	
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の世話、創作的活動などの機会を提供します。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護やお世話をします。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
【新規】就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

■ 基本的な考え方 ■

施設入所者や入院から地域生活への移行の促進に伴い、サービス利用者が増加することを考慮する必要があります。

また、自立した生活に向け、就労支援に係る事業の充実により一般就労への移行を支えていくことが課題となります。

【 利用量の見込み 】

事業名		2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
生活介護				
	利用者数(人)	150人	145人	140人
	利用量(人日)	3,000人日	2,900人日	2,800人日
療養介護				
	利用者数(人)	6人	7人	8人
自立訓練(機能訓練)				
	利用者数(人)	2人	2人	2人
	利用量(人日)	40人日	40人日	40人日
自立訓練(生活訓練)				
	利用者数(人)	50人	50人	50人
	利用量(人日)	1,100人日	1,100人日	1,100人日
就労移行支援				
	利用者数(人)	1人	1人	2人
	利用量(人日)	23人日	23人日	46人日
就労継続支援(A型)				
	利用者数(人)	2人	2人	2人
	利用量(人日)	46人日	46人日	46人日
就労継続支援(B型)				
	利用者数(人)	75人	75人	75人
	利用量(人日)	1,200人日	1,200人日	1,200人日
就労定着支援				
	利用者数(人)	1人	2人	3人
短期入所				
	利用者数(人)	5人	5人	5人
	利用量(人日)	30人日	30人日	30人日

③ 居住系サービス

【 事業内容 】

事業名	事業内容
居住系サービス	
共同生活援助（グループホーム）	地域生活を営む人に共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に入浴、排泄、食事の世話などの支援を行います。

■ 基本的な考え方 ■

施設入所や入院から地域生活へ移行するにあたり、家族介護者の高齢化等により、共同生活援助（グループホーム）の確保が課題となります。また、施設入所支援にあたっては、障がいの状況やその家族のニーズに応じ、適切なサービスの提供が必要になります。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 （平成30）	2019年度 （平成31）	2020年度 （平成32）
共同生活援助（グループホーム）			
利用者数（人）	45人	43人	40人
施設入所支援			
利用者数（人）	140人	135人	130人

④ 相談支援系サービス

【 事業内容 】

事業名	事業内容
相談支援系サービス	
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行います。
【新規】自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 基本的な考え方 ■

地域生活への移行促進とともにニーズを適切に把握し、必要な障がい福祉サービス等が確保されるよう、サービス利用計画の作成による支援を行います。

国によるサービス利用計画作成対象者の拡大や関係機関のネットワーク、地域定着支援の推進により、施設入所や入院から地域生活へ移行を見込むものとします。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
計画相談支援			
利用者数(人)	320人	330人	340人
地域移行支援			
利用者数(人)	40人	40人	40人
地域定着支援			
利用者数(人)	40人	40人	40人
自立生活援助			
利用者数(人)	5人	5人	5人

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
相談支援事業	
相談支援事業	障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行います。
地域総合支援協議会	相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉サービスに関する仕組みづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、北秋田市が事務局となって設置しています。
相談支援機能強化事業	市役所の担当窓口（福祉課）と北秋田市障害者生活支援センターおよび市内の特定相談支援事業所が連携し、障がいのある人が相談しやすい体制整備を行っています。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由によって入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等を行うことで、障がいのある人が一般住宅に入居できるよう、地域生活を支援しています。
成年後見制度利用支援事業	判断能力を欠いている障がい者が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がいない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がい者の地域生活を支援します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制の充実と、関係機関との連携を適切に行うことが必要であり、本計画期間においては基幹相談支援センターの設置に取り組んでいくことが課題です。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
相談支援事業			
設置数(ヶ所)	6箇所	6箇所	6箇所
総合支援協議会			
設置数(ヶ所)	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援機能強化事業			
設置数(ヶ所)	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業			
相談件数(件)	1件	1件	1件
成年後見制度利用支援事業			
相談件数(件)	1件	1件	1件

② 意思疎通支援事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	
手話通訳者等派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。
要約筆記者等派遣事業	

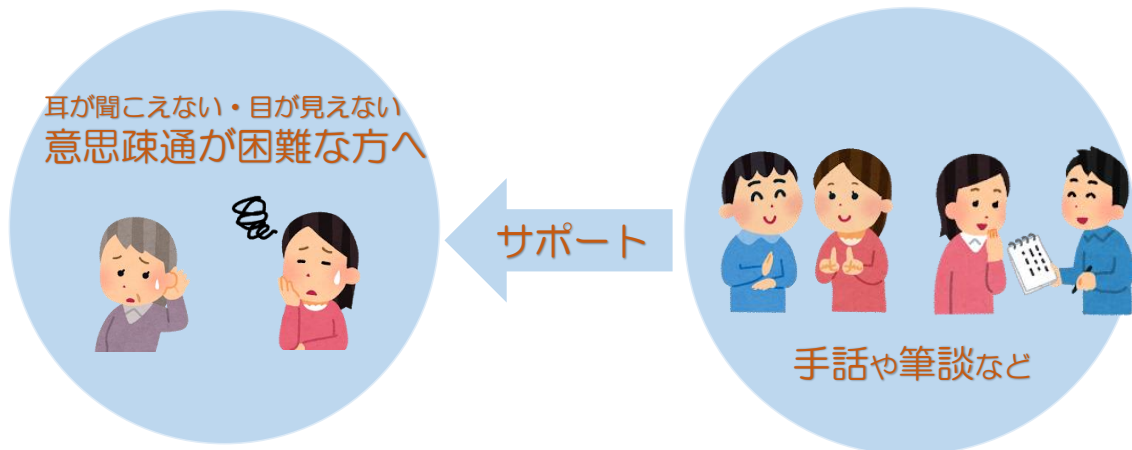
■ 基本的な考え方 ■

聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、意思疎通支援事業の内容を周知するとともに、利用者のニーズを把握し、サービスの利用を促進します。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
手話通訳者等派遣事業			
利用者数(人)	5人	5人	5人
要約筆記者等派遣事業			
利用者数(人)	1人	1人	1人

< 意思疎通支援 >



③ 日常生活用具給付等事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	
介護訓練支援用具	重度障がい者に自立生活支援用具、ストマなどの排泄管理支援用具等を給付または貸与するサービスです。
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意思疎通支援用具	
排泄管理支援用具	
住宅改修費	

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人が、身体能力を最大限発揮し、自立社会や社会参加を行う上で日常生活用具は不可欠です。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な給付を行う必要があります。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
介護訓練支援用具			
給付件数(件)	4件	4件	4件
自立生活支援用具			
給付件数(件)	8件	8件	8件
在宅療養等支援用具			
給付件数(件)	4件	4件	4件
情報・意思疎通支援用具			
給付件数(件)	4件	4件	4件
排泄管理支援用具			
給付件数(件)	1,100件	1,150件	1,200件
住宅改修費			
給付件数(件)	2件	2件	2件

④ 移動支援事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
移動支援事業	
個別支援型	屋外での移動が困難な障がい者・児等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するサービスです。
車両移送型	

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進する上で、移動支援事業のニーズは高く、事業の充実が求められています。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な事業の実施が必要となります。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
移動支援事業（個別支援型）			
利用者数（人）	15人	15人	15人
利用量（回）	1,050回	1,050回	1,050回
移動支援事業（車両移送型）			
利用者数（人）	60人	65人	70人
利用量（回）	3,600回	3,900回	4,200回

⑤ 地域活動支援センター事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	本市では、地域活動支援センターは市内1ヶ所で運営されており、基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動の機会の提供を実施しています。

■ 基本的な考え方 ■

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業など地域活動支援センターを核に、障がい者の地域生活を促進するための地域活動支援センター機能強化事業が実施されています。

北秋田市においては、「地域活動支援センターささえ」を開設しており、更なる利用の促進を図ります。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
地域活動支援センター事業			
利用者数（人）	120人	120人	120人
事業所数（ヶ所）	1箇所	1箇所	1箇所

⑥ 理解促進研修・啓発事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすために、地域住民に対して障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人や家族の生活を支援するため、実施事業の周知とサービスの充実を図る必要があります。

また、地域生活支援事業は、市・県が実施主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のため、本計画を推進していくなかで生じる新たなニーズや課題に即応した事業を随時検討していきます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
理解促進研修啓発事業			
実施の有無	継続して実施		

⑦ 自発的活動支援事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に活動に取り組めるように、補助金を交付することで活動を支援します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の地域における自立した日常生活や社会生活を営むためには、地域住民が主体となって相互に支えあう共存社会の実現が必要不可欠です。

引き続き、地域における自発的な活動に対する補助を継続していきます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
自発的活動支援事業			
実施の有無	継続して実施		

⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の地域生活への移行や職場への定着を図る上で、民間事業者における後見制度の需要は高まることが予想されます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
成年後見制度法人後見支援事業			
実施の有無	継続して実施		

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚等に障がいのある人のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の公的な場における情報のアクセシビリティを確保するために、引き続き手話奉仕員の養成に努めます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
手話奉仕員養成研修事業			
講習会終了者数(人)	10人	10人	10人

⑩ 任意事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
任意事業	
福祉ホーム事業	住居を必要とする障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供し、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対し、訪問による居宅での入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	介助者の一時的な休息のために、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。
生活サポート事業	一時的に支援が必要な障がい者等の生活支援、家事援助を行います。
社会参加促進事業	障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会を実現するため、障がいのある方の幅広い職種における職場を確保するための連携に対する支援を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人やその家族の生活支援を拡充するために、事業についての周知とサービスの更なる充実が必要になります。

北秋田市の地域特性を把握し、地区における状況に応じた事業の拡充を検討していきます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
福祉ホーム事業			
箇所数(箇所)(※市外施設)	1箇所	1箇所	1箇所
訪問入浴サービス事業			
利用者数(人)	3人	3人	3人
日中一時支援事業			
利用者数(人)	30人	30人	30人
生活サポート事業			
利用者数(人)	3人	3人	3人
社会参加促進事業			
利用者数(人)	5人	5人	5人

第2章 第1期障がい児福祉計画

1. 目標値の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備など

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関や事業者とも連携を図り、障がい児およびその家族に対する、乳幼児期から卒業に至るまでの一貫した包括的な支援を、住み慣れた地域において提供できる体制を整備するために、2020（平成32）年度末における目標値を定めます。

国の基本指針	
① 児童発達支援センターの整備	◆2020（平成32）年度末までに、市町村ごとに1箇所以上を設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	◆2020（平成32）年度末までに、サービスを利用できる体制を整備
③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を整備	◆2020（平成32）年度末までに、市町村ごとに1箇所以上を設置
④ 医療的ケア時支援のための関係機関の協議の場の設置	◆2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児支援についての、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議体を市町村ごとに設置

【 現状および第1期計画目標値 】

項目	2017年度末 (平成29)	第1期計画
	現状値	目標値
①児童発達支援センターの設置	未設置	1箇所
②保育所等訪問支援事業所の設置	1箇所	1箇所
③児童発達支援事業所の設置	1箇所	1箇所
④放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	1箇所
⑤関係機関の協議体の設置	未設置	設置

2. 障がい児支援サービスの実績と見込量

(1) 障がい児通所支援・相談支援

① 障がい児通所支援事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
障がい児通所支援	
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
【新規】居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がい児が必要な支援を受けることができるように療育の場の充実に努めるとともに、医療的ケアが必要な児童が利用できるサービスについて、事業者への働きかけなど提供体制の確保に努めます。

また、居宅訪問型児童発達支援の提供については、既存の児童発達支援事業所等へ必要な情報提供に努めます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
児童発達支援			
利用者数(人/人日)	35人/250人日	35人/250人日	35人/250人日
医療型児童発達支援			
利用者数(人/人日)	2人/30人日	2人/30人日	2人/30人日
放課後等デイサービス			
利用者数(人/人日)	20人/200人日	20人/200人日	20人/200人日
保育所等訪問支援			
利用者数(人/人日)	1人/10人日	1人/10人日	1人/10人日
居宅訪問型児童発達支援			
利用者数(人/人日)	1人/10人日	1人/10人日	1人/10人日

② 障がい児相談支援事業

【 事業内容 】

事業名	事業内容
障がい児相談支援事業	障がい児通所支援を申請した障がい児について、障がい児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障がい児支援利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がい児通所支援や障がい福祉サービスを適切に利用できるように、相談支援員の人員の確保と質の向上に努めます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
障がい児相談支援事業			
利用者数(人/人日)	60人/240人日	60人/240人日	60人/240人日

(2) 医療的ケア児調整コーディネーターの配置

【 事業内容 】

事業名	事業内容
医療的ケア児調整コーディネーターの配置	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育その他の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活を支援します。

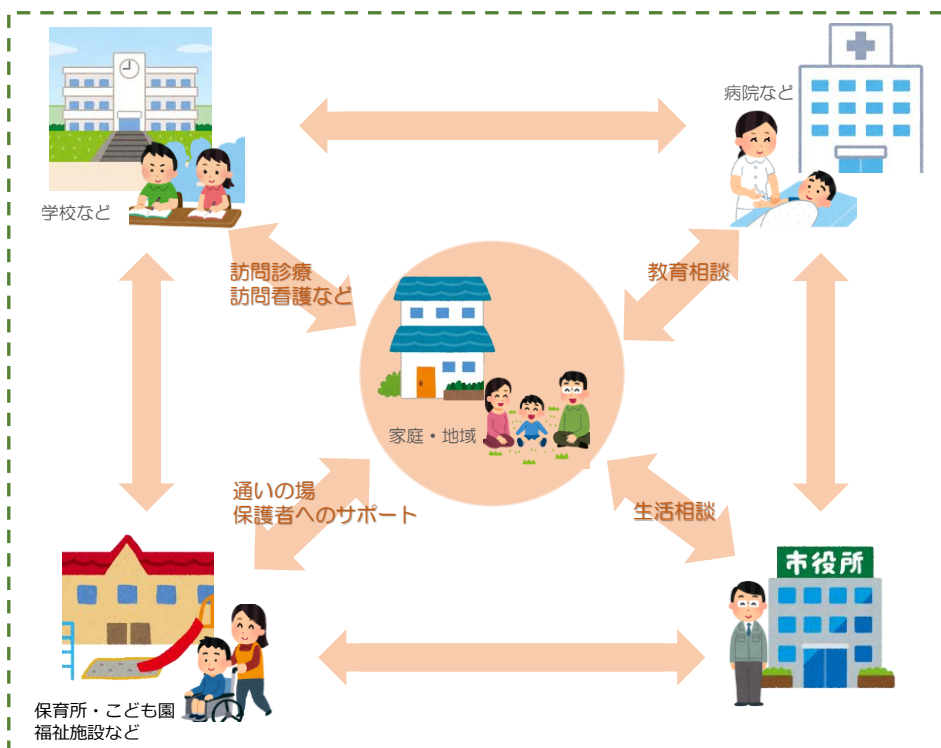
■ 基本的な考え方 ■

コーディネーターの配置に努めます。

【 利用量の見込み 】

事業名	2018年度 (平成30)	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)
医療的ケアコーディネーター			
配置人数(人)	1人	1人	1人

＜医療的ケア児調整コーディネーターの役割＞



第4部 計画の推進体制と進行管理

第1章 計画の進行管理

本計画は、具体的な事業を計画する期間は2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年の計画ですが、計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、見直しの必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更を行い、その後の取り組みの改善につなげていくことが重要です。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、PDCAサイクルを導入し、毎年1回、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績値、アンケート調査結果等、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を次期計画の取り組みに反映させていきます。

第2章 計画の推進体制の充実

（1）総合支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置されている総合支援協議会は、障がいのある人の自立支援、地域生活支援を推進していくためのシステムづくり及びネットワークづくりの協議の場としての機能を果たす必要があります。

（2）専門部会

総合支援協議会と連携し、事業実施における関係機関相互のネットワークを強化します。さらには、検討事例等の課題共有、併せて課題解決への取り組みを検証、反映することで、障がいのある人の生活を支援するサービスの中立・公平性の確保と質の向上を図り、本市における障がい者福祉の向上に取り組んでいきます。

（3）行政

行政において、国、県、社会福祉法人、市民活動団体及び事業者との連携と協力体制の構築、市民、障がい者団体、事業者と連携、協力して計画に基づく施策の推進を図ります。

また、計画についての評価や、必要に応じて見直しを行い、次の計画や施策等に反映させていきます。

資料編

北秋田市障がい者（児）計画策定・評価委員会設置要綱

（設置）

- 第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による北秋田市障がい者（児）計画・障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定・評価にあたり、障がい者福祉の推進について、広く市民の意見を求め総合的な計画・評価するため、北秋田市障がい者（児）計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 本計画においては、国の基本指針に基づき、障がい児に対する支援の整備等に関する目標等を併せて策定することとする。

（審議）

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
- （1） 計画の策定に関すること。
 - （2） 調査、分析、及び評価に関すること。
 - （3） その他、計画策定・評価のために必要な事項に関すること。

（組織）

- 第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。
- 2 委員は、つぎに掲げる者のなかから市長が委嘱する。
- （1） 学識経験を有する者
 - （2） 障がい者（児）団体等に関係する者
 - （3） 福祉、保健事業等に関係する者
 - （4） 関係行政機関の職員
 - （5） 一般公募により選任された者
 - （6） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

（任期）

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、任期中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条 委員会は、会用が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

- 第7条 委員会の庶務は、福祉課地域障がい福祉係において処理する。

（委任）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（最初の会議の招集）

- 2 この告示による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（失効）

- 3 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

北秋田市障がい者（児）計画策定・評価委員名簿

(敬称略)

	区 分	氏 名	構成団体・職名	備 考
1	学識経験者	柏木 清一	北秋田市民生委員・児童委員協議会 会長	
2	障がい者団体等	小坂 和子	精神保健福祉ボランティア「れもんの会」 会長	
3		神成 由彦	北秋田市身体障害者協会 会長	
4		小塚 光子	北秋田市手をつなぐ育成会 副会長	
5	福祉保健事業者	成田 重昭	社会福祉法人県北報公会 大野岱吉野学園 施設長	副会長
6		木村久美夫	社会福祉法人秋田県民生協会 常務理事	会長
7		久留島 誠	社会福祉法人交楽会森幸園 支援課長	
8		近藤ティ子	一般財団法人たかのす福祉公社 フードセンターたかのす 施設長	
9		庄司 雄大	社会福祉法人友遊会 どじょっこハウス 管理者	H29.9まで
10		成田久美子	もろびこども園 園長	
11	関係行政機関	千葉 研一	鷹巣阿仁福祉環境部 次長	
12		磯崎 清和	比内支援学校たかのす校 副校長	
13		照井 幸弘	大館公共職業安定所鷹巣出張所 所長	
14		近藤 智里	北秋田市健康福祉部医療健康課	
15		佐藤スゲ子	福祉課こども福祉係 家庭相談員	
16	一般公募者	中村 智子	北秋田市障害者生活支援センター	
事務局		北秋田市 健康福祉部 福祉課 地域障がい福祉係		

策定経過

実施内容	開催年月日	詳細内容
第1回策定委員会	2017年（平成29年） 8月4日	・委嘱状公布 ・策定委員会会長、副会長の選任 ・計画の策定概要、スケジュールについて ・アンケート調査内容について
住民アンケート調査	2017年（平成29年） 10月2日～10月13日	・郵送配布、郵送回収による実施 ・調査対象者 障がい者手帳所持者 障がい福祉サービス利用者 障がい者施設利用者
第2回策定委員会	2017年（平成29年） 11月28日	・障がい福祉サービス実績の報告 ・アンケート調査結果の報告
パブリックコメント	2018年（平成30年） 2月19日～3月20日	
第3回策定委員会	2018年（平成30年） 3月23日	・パブリックコメントについて ・計画最終案について

用語集

あ行

用 語	説 明
アクセシビリティ	年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、利用できること。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児、または重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児者のこと。

か行

用 語	説 明
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
協働	市民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し共に取り組むこと。
ケアマネジメント	障がい者の地域における生活を支援するために、障がい者の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどを利用調整する援助方法。
権利擁護	生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。
高次脳機能障がい	病気や事故などの原因により脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意志などの情緒機能(高次脳機能)に障がいが見れた状態。
合理的配慮	役所や会社、お店などの事業者が、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努めること。また、どうしたらよいか話し合い相互に理解を得るよう努め、不当な差別的取扱いを禁止すること。

さ行

用 語	説 明
社会福祉協議会	地域の住民の福祉を向上させるため、住民自らが主体となって運営する民間非営利の組織。社会福祉協議会の事業の運営・相談援助・社会福祉の啓発活動・ボランティア活動の推進など、住民の側に立ったさまざまな事業の企画・実施、進行管理を行う。
手話通訳者	所定の講習等を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。主に都道府県に登録されるもので、都道府県認定の手話通訳者になるためには、養成研修の受講・全国统一試験の合格・都道府県で実施する独自審査の通過等が必要。
手話奉仕員	聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。市町村が実施する手話奉仕員養成講座（入門課程、基礎課程）の修了が必要。同講座は聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として日常会話程度の表現技術の習得を目指すもので、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員と登録される。
自立支援医療	障害者総合支援法による医療給付であり、原則90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は10%。ただし所得に応じて上限額がある。 内容は次の3種類。 ①身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。 ②身体障がい者が機能障がいを軽減または改善するための医療に給付される更生医療。 ③精神障がい者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。 障がい程度により1級から6級に区分される。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。障がい程度により1級から3級に区分され、有効期間は2年間。

成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。契約を本人に代わって行う権限や(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援などを行い、これらの人を不利益から守る制度。
--------	--

た行

用 語	説 明
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。地域生活支援事業。
通級	小・中学校の通常学級に在籍する障がいのある児童の特性に合わせた個別の指導。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小・中学校または高等学校に準じた教育を受けることができ、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

な行

用 語	説 明
難病	原因がわからず、治療方法が確立されていない病気や慢性的で社会生活を送る上で困難のある病気。 指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定された病気で、医療給付制度の対象である。

は行

用 語	説 明
発達障がい	【自閉症スペクトラム】 他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、コミュニケーション能力の障がい、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいをいう。このうち、知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」という。

発達障がい	【学習障がい】（LD：Learning Disabilities） 基本的には、全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すものをいう。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されている。 【注意欠陥・多動性障がい】 （ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder） 年齢あるいは発達に釣り合いなない注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものをいう。7歳以前に現れ、その状態が継続し中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ヘルプマーク・ヘルプカード	外見からはわかりにくい障がいのある方のため、周囲に支援や配慮が必要としていることを知らせるカード。

や・ら行

用 語	説 明
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記者	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法で、話し手の内容をつかみ、それを筆記して聴覚障がい者に伝達する要約筆記を行う者。
ライフステージ	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてからの様々な過程における生活史上の各段階をいう。
リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得をめざす障がい者施策の理念。 また、運動障がいの機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。
療育手帳	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。

北秋田市
第3次障がい者計画
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

発行：北秋田市 健康福祉部 福祉課
〒018-3392 北秋田市花園町19番1号
電話：0186(62)6637 FAX：0186(62)4296